

# 稲沢市消防本部危険物規制事務に関する指導基準

|    |          |    |     |
|----|----------|----|-----|
| 制定 | 平成27年10月 | 1日 |     |
| 改正 | 平成28年4月  | 1日 | (い) |
| 改正 | 平成28年9月  | 1日 | (ろ) |

稲沢市消防本部予防課

# 目 次

## 第1章 総則

|           |   |
|-----------|---|
| 1 趣旨..... | 1 |
| 2 用語..... | 1 |

## 第2章 申請等

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 申請.....         | 2 |
| (1) 事務の取扱い.....   | 2 |
| (2) 申請書類.....     | 2 |
| 2 手数料.....        | 3 |
| (1) 徴収する手数料等..... | 3 |
| (2) 手数料の種類.....   | 3 |

## 第3章 審査基準

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1 審査の基本.....                 | 4 |
| (1) 審査.....                  | 4 |
| (2) 参考文献.....                | 4 |
| 2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査.....      | 4 |
| (1) 審査基準.....                | 4 |
| (2) 承認審査.....                | 4 |
| 3 危険物製造所等の変更工事.....          | 4 |
| (1) 変更工事に係る事務の取扱い.....       | 4 |
| (2) 変更工事と申請等の種類.....         | 4 |
| (3) 変更工事の区分.....             | 5 |
| (4) 変更工事等の範囲.....            | 5 |
| (5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続.....   | 5 |
| 4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認.....  | 6 |
| (1) 審査基準.....                | 6 |
| (2) 承認審査.....                | 6 |
| 5 危険物製造所等の区分等 (い) .....      | 6 |
| (1) 区分.....                  | 6 |
| (2) 危険物の貯蔵及び取扱数量.....        | 6 |
| 6 構造設備明細書に記入する建築面積 (い) ..... | 7 |
| (1) 床面積.....                 | 7 |
| (2) キャンピ一等.....              | 7 |
| 7 設置者等の氏名等変更の届出.....         | 7 |
| (1) 設置者等の変更 (い) .....        | 7 |
| (2) 届出を要する事案及び様式 (い) .....   | 7 |
| (3) 届出 (い) .....             | 7 |
| 8 危険物保安監督者等.....             | 7 |
| (1) 選任基準.....                | 7 |
| (2) 危険物保安監督者.....            | 7 |

|                  |   |
|------------------|---|
| (3) 危険物取扱責任者     | 8 |
| 9 政令第23条による基準の特例 | 8 |
| (1) 特例の適用        | 8 |
| (2) 承認           | 8 |

## 第4章 技術基準

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 材料規制及び構造規制         | 9  |
| (1) 材料規制（不燃材料）       | 9  |
| (2) 構造規制             | 9  |
| 2 建物構造               | 9  |
| (1) 特定防火設備（扉）の基準     | 9  |
| (2) 屋根の構造            | 10 |
| (3) 耐火区画             | 10 |
| 3 保有空地               | 10 |
| (1) 保有空地の取扱い         | 10 |
| (2) 保有空地の基準          | 10 |
| 4 地盤面                | 11 |
| (1) 地盤面の取扱い          | 11 |
| (2) 地盤面施工の技術基準       | 11 |
| 5 電気設備               | 12 |
| (1) 電気設備の基準          | 12 |
| (2) 防爆構造             | 12 |
| (3) 換気及び排出設備の基準      | 12 |
| 6 タンク本体及び付属設備        | 14 |
| (1) タンク本体の内面保護       | 14 |
| (2) 注入口              | 14 |
| (3) 危険物配管            | 15 |
| (4) 防油堤及びポンプ周り       | 15 |
| (5) 排水溝、油分離槽等（い）     | 15 |
| (6) 消火設備             | 15 |
| 7 一般取扱所              | 16 |
| (1) 構造規制             | 16 |
| (2) 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所 | 16 |
| (3) 20号タンク           | 16 |
| (4) 棚と架台             | 17 |
| 8 屋内貯蔵所              | 17 |
| (1) 屋内貯蔵所の基礎         | 17 |
| (2) 架台               | 17 |
| 9 屋外タンク貯蔵所           | 17 |
| (1) 防油堤に設ける階段        | 17 |
| 10 地下タンク貯蔵所          | 17 |
| (1) 地下タンク貯蔵所と他用途     | 17 |

|      |                                    |    |
|------|------------------------------------|----|
| 1 1  | 移動タンク貯蔵所                           | 18 |
| (1)  | 常置場所                               | 18 |
| 1 2  | 屋外貯蔵所                              | 18 |
| (1)  | 区画                                 | 18 |
| (2)  | 流出止め                               | 18 |
| 1 3  | 給油取扱所                              | 18 |
| (1)  | 特別高圧架空電線 (い)                       | 18 |
| (2)  | 給油空地及び注油空地 (い)                     | 18 |
| (3)  | 水平投影面積の算定 (い)                      | 18 |
| (4)  | キャノピーと日除けの取扱い (い)                  | 19 |
| (5)  | 固定給油設備及び固定注油設備 (い)                 | 19 |
| (6)  | 給油取扱所の有人セルフ化及び単独荷卸し (い)            | 20 |
| (7)  | 店舗併設型給油取扱所への変更 (い)                 | 20 |
| (8)  | 自家用給油取扱所 (い)                       | 20 |
| (9)  | 給油取扱所を常置場所とするミニローリー (少量危険物貯蔵所) (い) | 21 |
| (10) | 給油取扱所の敷地面積 (ろ)                     | 21 |

## 第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 単独荷卸しの審査基準                 | 22 |
| (1) | 単独荷卸しの対象となる危険物製造所等 (い)     | 22 |
| (2) | 単独荷卸しの対象となる危険物             | 22 |
| (3) | 給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件    | 22 |
| 2   | 単独荷卸しの具体的要件                | 23 |
| (1) | 関係者が実施する事項                 | 23 |
| (2) | 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項 | 23 |
| (3) | 運送業者の遵守事項                  | 24 |
| (4) | 給油取扱所等所有者の遵守事項             | 24 |
| 3   | 予防規程                       | 24 |
| (1) | 予防規程の作成義務                  | 24 |
| (2) | 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等       | 24 |
| (3) | 予防規程に添付する書類                | 25 |
| (4) | 予防規程の留意事項                  | 25 |
| 4   | 安全対策                       | 26 |
| (1) | 単独荷卸しに必要な安全対策              | 26 |
| (2) | 単独荷卸しに係る適正運用               | 26 |
| (3) | 単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準       | 26 |
| (4) | 給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準    | 27 |

## 第6章 検査

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| 1   | 完成検査前検査 | 28 |
| (1) | 検査の種類   | 28 |
| (2) | 基礎検査    | 28 |
| (3) | タンク検査   | 28 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (4) 配管検査.....                     | 28 |
| 2 完成検査 .....                      | 28 |
| (1) 完成検査.....                     | 28 |
| (2) 完成検査の手續.....                  | 28 |
| 3 完成検査前検査（水圧水張検査） .....           | 29 |
| (1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について..... | 29 |
| (2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク .....       | 29 |
| (3) タンク、配管等の自主検査.....             | 29 |
| (4) 水張水圧検査の代替検査.....              | 29 |
| 4 不合格 .....                       | 30 |
| (1) 完成検査.....                     | 30 |
| (2) 完成検査前検査（水圧水張検査） .....         | 30 |
| (3) 不合格時の手續（い） .....              | 30 |
| (4) 火災予防条例タンク（い） .....            | 30 |

## 第7章 その他

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 許可書等の再交付 .....    | 31 |
| (1) 再交付の種類.....     | 31 |
| (2) 手續.....         | 31 |
| (3) 手数料.....        | 31 |
| 2 予防規程 .....        | 31 |
| (1) 作成単位.....       | 31 |
| 3 廃止の届出 .....       | 31 |
| (2) 届出.....         | 31 |
| (3) 廃止にともなう留意点..... | 31 |
| (4) 文書廃棄.....       | 31 |
| 4 休止の届出 .....       | 32 |
| (1) 届出.....         | 32 |
| (2) 休止の留意点.....     | 32 |

## 別添

- 別添1 申請書等の記載要領
- 別添2 確認を要しない変更工事等の具体的な例示
- 別添3 稲沢市消防本部危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続（い）
- 別添4 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等（い）
- 別添5 不燃材料と耐火構造
- 別添6 電気設備の基準
- 別添7 電気設備の基準
- 別添8 消火設備の基準
- 別添9 タンク等試験結果報告書（自主検査）



# 第1章 総 則

## 1 趣旨

この基準は、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法（平成11年政令第324号）に基づく自治事務として運用する基準であるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした行政手続法（平成5年法律第88号）にのっとり、「行政運営の公平性とガラス張り化」し、許可、承認、届出等の申請に関する審査基準等を公表すると共に、危険物の規制事務を統一的に処理するために必要な基準(以下「指導基準」という。)を定め、指導することを趣旨とする。

## 2 用語

この指導基準において使用する用語は、次に掲げるところによる。（い）

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第18号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「規則」とは、稲沢市危険物規制規則（平成17年規則第27号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、稲沢市消防法等施行規則（平成17年規則第26号）をいう。
- (7) 「手数料徴収条例」とは、稲沢市手数料徴収条例（昭和51年稲沢市条例第19号）をいう。
- (8) 「火災予防条例」とは、稲沢市火災予防条例（平成17年稲沢市条例第27号）をいう。（い）
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。（い）
- (10) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）をいう。（い）



## 第2章 申請等

### 1 申請

#### (1) 事務の取扱い

危険物の規制に関する事務の取扱いについては、次の事務処理要領等による。

ア 稲沢市火災予防条例事務処理要領（平成17年4月1日施行）

イ 稲沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領（平成17年4月1日施行）（い）

ウ 稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領（平成17年4月1日施行）（い）

エ 稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策事務要領（平成17年4月1日施行）（い）

#### (2) 申請書類

##### ア 申請及び届出の書類

(ア) 申請及び届出の書類は、法、政令、省令及び規則に規定する書類とする。

(イ) 書類の提出は、規則及び事務処理要領等により指導すること。ただし、(ア)に規定する以外の書類であっても、その内容が要件を満たし、確認できるものであれば、同等の書類とみなす。（い）

(ウ) 書類は原則として、2部提出とする。

許可申請書類の編冊順序は、おおむね次によること。

a 設置許可申請書

b 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）

c 委任状

d 付近見取図

e 構内配置図

f 危険物数量計算書

g 位置、構造、設備等の図面及び関係する書類

h 危険物配管関係

i 付帯設備

j 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備

k 電気設備及び避雷設備（い）

l 消火設備、警報設備、避難設備等の概要図及び配置図並びに設計仕様書

m 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類  
（政令第7条の3に掲げる製造所等及び一般取扱所）（い）

n その他必要な書類

##### イ 記載要領等

(ア) 申請図書の記載は、別添1「申請書等の記載要領」に基づき記載するものとする。

(イ) 記載事項の訂正等

a 申請書（鏡）の捨印は、特に必要としない。

b 捨印のある場合は、記載事項の訂正を「○字抹消○字挿入」により訂正する。

c 捨印のない場合は、二重線による訂正及び申請者等の訂正押印により訂正する。（い）

d 添付する図書、図面の記載事項訂正及び追記は、申請者等の訂正押印により訂正等を行う。

##### ウ 申請の事務処理

(ア) 申請書類を受理する時に、手数料徴収条例の規定により「納付通知書」を交付する。

- (イ) 納付を確認した後に、申請書類の受付及び審査を開始する。
- (ウ) 審査等については、許可書等を添付し決裁を受ける。
- (エ) 決裁完了後、許可書等に公印を付し、申請者に交付（返戻）する。

#### エ 届出の事務処理

- (ア) 届出の書類を受け付けたときは、受付印による処理をすること。
- (イ) 届出の書類を受理したときは、届出済印による処理をすること。
- (ウ) 書類の交付(返戻)は、次のとおりとする。
  - a 書類提出後、工事を着工し、又は書類の審査等を要するものについては、その内容等を確認した後に交付(返戻)するものとする。(イ)
  - b 届出の内容が軽微である場合又は既に届出の内容が確認されている場合若しくは事案の完結が写真等の説明により確認できる場合は、即時交付(返戻)するものとする。(イ)
  - c 品名数量等の倍数変更届出については、書類の審査が必要であるため、原則、審査後(決裁後)に交付(返戻)するものとする。(イ)

## 2 手数料

### (1) 徴収する手数料等

- ア 徴収する手数料は、手数料徴収条例による。
- イ 手数料の徴収時期は、申請時とする。

### (2) 手数料の種類

- ア 仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料
- イ 設置許可又は変更許可申請手数料
- ウ 完成検査申請手数料
- エ 仮使用承認申請手数料
- オ 完成検査前検査申請手数料
- カ 許可書等の再交付申請手数料
- キ 火災予防条例のタンク前検査申請手数料手数料の徴収

## 第3章 審査基準

### 1 審査の基本

#### (1) 審査

- ア 審査は、「行政手続法に基づく危険物設置許可等の審査基準」に基づき厳正に審査すること。
- イ 審査期間は、標準処理期間以内に完了し、同期間内に申請者に承認、許可、認可、完成検査済証等の交付をしなければならない。
- ウ 申請書及び添付文書に誤記、不足等の不備があり、補正を要する場合は、この審査に係る標準処理期間を、停止する。なお、土日祝祭日等の期間は含まないものとする。

#### (2) 参考文献

- ア 審査に関する技術上の基準を示した参考文献は、次のとおりとする。
- イ 東京法令出版の「図解危険物施設基準の早わかり①②③④」を参考とする。
- ウ 東京法令出版の「10訂版危険物法令の早わかり」を参考とする。

### 2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査

#### (1) 審査基準

法第10条ただし書及び規則第2条によるものとする。

#### (2) 承認審査

- ア 原則として、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は重複しないものであること。
- イ 具体例として、仮貯蔵申請における、同一場所での取扱いは、仮貯蔵とする。また、仮取扱いにおける仮貯蔵も同様とする。
- ウ 同一場所において、作業上やむを得ず10日間を超えて仮貯蔵又は仮取扱いを行う場合には、承認はされないものであること。ただし、承認の申請が、作業を区切り、改めて承認の申請があるときはこの限りでない。
- エ 地下貯蔵タンク等の点検に係る貯蔵又は取扱いについては、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は不要であること。

### 3 危険物製造所等の変更工事

#### (1) 変更工事に係る事務の取扱い

危険物製造所等で行われる変更工事における事務処理は、法に定めるものを除くほか別に定める「稲沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領」に基づく、別添2に示す「確認を要しない変更工事等の具体的な例示」によること。(い)

#### (2) 変更工事と申請等の種類

##### ア 許可を要する変更工事

危険物製造所等の改修等が、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造及び設備等に影響するため、法第11条第1項に基づく「変更許可申請を要する変更工事」とする。

(い)

イ 確認を要する軽微な変更工事

- (ア) 危険物製造所等の改修等が、単なる部品の取替え等メンテナンスに過ぎないようなものは、変更許可を要しないが確認を要するので、資料の提出を必要とする「軽微な変更工事（以下「変更工事届」という。）」とする。（い）
- (イ) 施設範囲外等、危険物製造所等と無関係な設備に係る改修、追加等は、原則として変更工事届を不要とするが、位置、構造、設備等に影響が出るおそれがある場合は、変更工事とする。（い）

ウ 確認を要しない軽微な変更工事

部品の取替えが軽微なものは、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造、設備等に影響がなく確認を要しないので、資料の提出を要しない「軽微な変更工事」をいう。（い）

(3) 変更工事の区分

ア 増設

危険物製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。（い）

イ 移設

危険物製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。（い）

ウ 改造

現に存する危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。（い）

エ 取替え

危険物製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、前項の改造に該当するものを除く。（い）

オ 補修

危険物製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。（い）

カ 撤去

危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。（い）

(4) 変更工事等の範囲

ア 機器の増設（新設）及び取替え（い）

- (ア) 危険物の取扱いがある場合は、変更許可とする。
- (イ) 危険物の取扱いがない場合は、変更工事届とする。

イ 設備のレイアウト変更

- (ア) 危険物の取扱いがある変更は、変更許可とする。
- (イ) 危険物の取扱いがない変更は、変更工事届とする。

ウ 機器の撤去

- (ア) 指定数量以上の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更許可とする。
- (イ) 指定数量未満の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更工事届とする。
- (ウ) 危険物の取り扱わない機器の撤去は、変更工事届とする。

(5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続

危険物製造所等の設置工事又は変更工事における、設置許可申請又は変更許可申請及び仮使用承認申請並びに完成検査申請は、別に定める「稲沢市危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続」（別添3）により指導するものとし、基本的な考え方は次の例のとおりとする。（い）

ア 設置許可の計画変更により、一部変更を行う場合（設置許可の変更）

設置許可 → 計画変更（変更許可） → 設置完成検査

イ 変更許可の計画変更により、一部変更を行う場合（変更許可の変更）

変更許可 → 計画変更（変更変更） → 元許可の完成検査

ウ 変更許可の計画変更により、複数的一部変更を行う場合（複数に分けて変更）（い）

※ 原則として、期毎の完成検査を行う。

変更許可（1期工事） → 完成検査

変更許可（2期工事） → 完成検査

変更許可（3期工事） → 完成検査

エ 変更の許可と軽微な変更工事を同時に1申請として同時に申請する場合

変更の許可に係る部分と軽微な変更工事にかかる部分を、変更の内容又は工事計画書等に明確に記載し、関係書類を添付すること。

オ 変更許可と品名数量等の変更届を同時に申請する場合

変更許可申請書の危険物の欄には、変更後の品名数量等を記載すること。ただし、添付書類として、変更前の品名数量等及び変更後の品名数量等を明確に記載した書類を添付すること。

#### 4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認

##### (1) 審査基準

法第11条第5項ただし書及び規則第4条によるものとする。

##### (2) 承認審査

ア 仮使用の承認範囲は、工事箇所及び工事を行うのに必要な部分以外の部分であること。（い）

イ 複数変更工事に伴う仮使用の承認申請は、同手続の例によること。（い）

ウ 仮使用の承認の取扱いについて

(ア) 取扱所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、操業及び営業を停止する等、危険物の取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。

(イ) 貯蔵所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、危険物の貯蔵及び取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。ただし、タンクを有する場合、タンクの中に危険物を貯蔵したまま工事を行い、完成検査済証が交付されるまで、安全な危険物の貯蔵が行われ、かつ、危険物の取扱いが一切ない場合は、危険物の貯蔵がないものとみなし、仮使用の承認は必要がないものとする。ことができる。（い）

#### 5 危険物製造所等の区分等（い）

##### (1) 区分

危険物の設置又は変更許可を行う場合は、危険物製造所等の区分を明確にして申請するよう指導すること。（申請図面に明示すること。）（い）

ア 配管を有する場合の区分の例

(ア) サービスタンクの「入」まで

(イ) 建屋の「入」まで

(ウ) ポンプの「出」まで

(エ) 「フランジ」「バルブ」「可撓管（フレキシブル配管）」等で区分し明示すること。（い）

イ 保有空地を伴う場合の区分（い）

保有空地の範囲及び幅員を記入し明示すること。

##### (2) 危険物の貯蔵及び取扱数量

ア 消費量（ボイラー等）

(ア) 消費制御装置等により実働消費量が明確な場合

実働消費量 × 稼働時間 で算出する。（い）

(イ) 実働消費量が不明確な場合

MAX × 稼働時間 で算出すること。(イ)

イ 基準を超えない範囲であれば概略の整数指導でもよいものである。

例 2, 980.5ℓ → 3, 000ℓ

ウ 非常用電源の消費量

(ア) 発電時間は、想定される稼働時間を勘案すること。不明な場合は、原則として3時間とする。

(イ) 時間消費量は、MAXとする。

MAX × 3時間 で算出すること。(イ)

## 6 構造設備明細書に記入する建築面積 (イ)

(1) 床面積

床面積は、建基令第2条による床面積を記入する。

(2) キャンopies等

(ア) キャンopiesの床面積は、100%として算定する。

(イ) 庇の床面積は、1mを減じて算定する(1m以上突出した場合)。(イ)

## 7 設置者等の氏名等変更の届出

(1) 設置者等の変更 (イ)

置者等の住所及び氏名等に変更があったときは、遅滞なく届出書を提出すること。

(2) 届出を要する事案及び様式 (イ)

譲渡又は引渡については、両者間において(売買等)が生じるため、届出には売買契約書又は登記簿等の証明の添付が必要とする。

※ 危険物製造所等譲渡又は引渡届出書(省令様式第15号)

ア 設置者の名称等の変更については、株式等の利権に変更がなく、会社内部の人事に関与し、代表者が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書(規則様式第13号)

イ 使用者の名称等の変更については、設置者に変更はなく、賃貸契約等により使用者等が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書(規則様式第13号)

(3) 届出 (イ)

届出は、危険物製造所等毎に必要とする。従って、複数の場合には関係する部分を別紙として添付してもよい。(イ)

## 8 危険物保安監督者等

(1) 選任基準

危険物製造所等において危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任する基準については、次によるもののほか、別添4に示す「危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等」によるものとする。(イ)

(2) 危険物保安監督者

ア 選任を必要とする危険物製造所 (イ)

政令第31条の2の各号(第3号を除く。)に定める危険物製造所等以外の危険物製造所等(イ)

イ 資格

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。

(イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。（い）

(3) 危険物取扱責任者

ア 選任を必要とする危険物製造所等（い）

政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等（い）

イ 資格

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。

(イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。（い）

9 政令第23条による基準の特例

(1) 特例の適用

ア 特例の適用を受けようとする場合は、危険物製造所等の許可申請に、別に定める「特例願  
い」を添付するものとし、特例を願い出る理由を明確にした上で許可申請すること。

イ 代替設備を設ける特例については、必要に応じ、仕様書、計算書等を添付すること。

(2) 承認

政令第23条の特例を適用する許可は、消防所見等の承認を受けること。（い）

## 第4章 技術基準

### 1 材料規制及び構造規制

材料規制及び構造規制の具体的基準については、次の例及び別添5に示す「不燃材料と耐火構造」によること。

#### (1) 材料規制（不燃材料）

不燃材料とは、建基法第2条第9号に定める材料でガラス以外のもので、建基令第108条の2で定める技術的基準に適合する不燃性を持つ材料をいう。

#### (2) 構造規制

##### ア 不燃構造

- (ア) 不燃材料で造られた不燃性を有する建物構造又は工作物の構造をいう。
- (イ) 構造規制で指定箇所以外は、耐火構造でも不燃構造として可能である。(い)

##### イ 耐火構造

- (ア) 建基法に定める耐火性能を有する危険物製造所等の構造又は工作物の構造をいう。(い)
- (イ) 平成12年建設省告示第1399号による構造を有すること。

##### ウ 鉄筋コンクリート

- (ア) 鉄筋コンクリート造を有する基礎、スラブ、耐火構造等は、建基令第79条の基準に基づくこと。
- (イ) 鉄筋かぶり等の具体的基準については、一般社団法人日本建設業連合会（日建連）が公表している「鉄筋コンクリート造配筋指針」に基づく「鉄筋の設計かぶり厚さ」によるものとする。(い)

### 2 建物構造

#### (1) 特定防火設備（扉）の基準

危険物製造所等における自動閉鎖式の特定防火設備（扉）の基準については、次のとおりとする。(い)

ア ドアチェックによる場合は、ストッパーのないものに限ること。

イ シャッターによる場合は、次によるものであること。(い)

- (ア) 自動火災報知設備に連動させ、火災時の遮断が可能であること。
- (イ) 他用途部分の自動火災報知設備に連動させる場合は、誤報時の作動に留意する対策をとること。

例 シャッター専用の感知器設置等



(ウ) 作業上やむを得ずに開放状態となる場合は、停電時においても遮断が可能な蓄電設備等を設けること。

(2) 屋根の構造

危険物製造所等における屋根に網入りガラスを用いる場合は、次のとおりとする。(イ)

ア 採光のためであり、窓程度の大きさに限られること。

イ はめ殺し(FIX)窓は、窓としては取り扱わないため、原則として認められるものであること。(イ)

ウ 板厚は、屋根材としての強度を有するものであること。

エ 容易に落下しない構造であること。

(3) 耐火区画

既設建物の耐火基準は、次のとおりとする。(イ)

ア 柱の耐火基準は、政令で定める基準に従い全て耐火構造とする。(イ)

イ 既設柱に附随する設備があっても、原則として付け根までは耐火被覆すること。

ウ 耐火被覆等が容易に落下しない構造であること。(イ)

3 保有空地

(1) 保有空地の取扱い

ア 設置の許可には、必ず保有空地の範囲を明示すること。変更許可又は変更工事届において保有空地に係る場合は、保有空地の範囲を明示すること。

イ 保有空地内に、危険物の貯蔵及び取扱いに必要な設備等で軽微なものを除いて設置する場合は、位置及び構造設備に変更があるため変更許可とする。

ウ 数量等の変更で、保有空地の幅が増大する場合又は保有空地の減少が保有空地内に他の設備等の設置にともなう場合は、位置、構造、設備等に変更があるため変更許可とする。(イ)

(2) 保有空地の基準

ア タンク及び工作物は、原則として、タンク側板又は外壁等から空地とするものであること。

イ 建築物は、原則として、外壁から空地とする。ただし、庇等の張り出しがおおむね1メートル以上の場合は、その先端からとする。(イ)

ウ 保有空地内には、原則として、一切の物品の設置は認められないものであること。ただし、次に掲げるものは除くこと。

(ア) 消火設備のうち、第4種又は第5種の消火設備

(イ) 当該危険物製造所等に工程上必要な設備又は関連設備の一部で、空地の目的に障害とならないもの(イ)

エ 保有空地内に当該危険物製造所等に工程上必要な設備又は関連設備の一部を設置使用とする場合には、保有空地外若しくは屋根上等に設置するよう極力指導すること。ただし、やむを得ず設置する場合は、保有空地の変更を行うものであること。

#### 4 地盤面

##### (1) 地盤面の取扱い

ア 危険物製造所等を設置する場合は、原則として周囲の地盤面より高くすること。ただし、次のイに係る施工をした場所に設置する場合は、施工した部分を地盤面とみなす。

##### イ 地盤面の施工

(ア) 地盤面全体に盛り土をした場合

(イ) 地盤面の一部に土留め施工し、土留めの内側に盛り土を行った場合

##### (2) 地盤面施工の技術基準

ア 危険物製造所等を設置しようとする部分は、平坦であること。

イ 土留めは、崩壊するおそれのない施工がされていること。

ウ 保有空地を有する場合は、保有空地の範囲に土留めが、かからないこと。

エ 地下貯蔵タンクを埋設する場合、タンク室のときは側壁、省略型のときは上部スラブが土留めと独立していること。(い)

オ 土留めと危険物製造所等は、緩衝しない構造とすること。(い)

## 5 電気設備

### (1) 電気設備の基準

電気設備は、政令第9条第1項第17号（他の規定において準用する場合を含む。）の規定により「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52号）によるものとし、技術上の基準は、別添6に示す「電気設備の基準」によるものとする。（い）

### (2) 防爆構造

ア 防爆構造を適用しなければならない範囲は、次のとおりとする。（い）

- (ア) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの
- (イ) 引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱うもの
- (ウ) 可燃性微粉（危険物又は非危険物を問わない。）が飛散又は滞留するおそれのあるもの（い）
- (エ) 可燃性気体が漏れ、又は発生するおそれのあるもの

イ 機器、制御盤等で防爆構造とすることができない場合は、電気設備を囲う容器内に、空気、窒素等の不燃性の気体を圧入し、容器周囲の圧力より高く保持する「エアパージ」を行うこと。（い）

### (3) 換気及び排出設備の基準

ア 換気及び排出

- (ア) 換気とは、建物内等において、室内等の空気の置換をするものをいう。
- (イ) 排出とは、室内等に滞留した可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出するものをいう。

イ 危険物製造所等における換気及び排出設備の設置基準については、別添7に示す「換気及び排出設備の基準」によるものとする。

ウ 換気設備

(ア) 換気設備の種類

- a 自然換気とは、換気用ガラリ又は風力式のベンチレーターを取り付けたものをいう。
- b 強制換気とは、動力式のベンチレーター、換気用の排風機等を取り付けたものをいう。（い）

(イ) 換気設備の留意事項

- a 可燃性蒸気の滞留がないこと。
- b 空気の置換が容易にできること。

(ウ) 換気設備の技術基準

- a 風量（容積算定）については、建基法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等によること。
- b 各換気設備には、原則として、40メッシュの引火防止網を取り付けること。また、延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーの設置が必要であること。（い）

(エ) 一般取扱所等の換気ガラリ

- a 前(ウ)bにより、特に多量の空気の置換が必要な場合は、次に定める基準を満たすものに限りメッシュサイズを20とすることができる。（い）
- b 換気装置周辺が、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外であること。
- c 換気装置周辺で取り扱う危険物は、引火点が70℃以上で、かつ、引火点以上に加熱された状態で取り扱っていないこと。
- d ルーバー等が取り付けられている場合は、直接外面に面しないこと。この場合、防火ダンパーが取り付けられていること。

エ 排出設備

- (ア) 排出しなければならない建築物、場所等（電気工作物に係る法令（以下「電気法」という。））

- に基づく) (い)
- a 引火点が40℃未満の危険物を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所 (い)
  - b 引火点以上にある危険物を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所 (い)
  - c 可燃性微粉を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所 (い)
- (イ) 排出設備の種類
- a 強制排出設備とは、動力式のベンチレーター、排出用の排風機等を取り付け、排出ダクト、フード等により可燃性蒸気等を屋外の高所に排出するものをいう。(い)
  - b 自動強制排出設備とは、自動的に作動する動力式のベンチレーター、排出用の排風機等を取り付け、排出ダクト、フード等により可燃性蒸気等を屋外の高所に排出するものをいう。(い)
- (ウ) 排出設備の留意事項
- a 可燃性蒸気の滞留のおそれがあるときは、室内全体とする。
  - b 容器、槽等で、危険物が大気に触れる状態のときは、容器又は槽ごととする。(い)
  - c 可燃性蒸気の発生が局部的であるときは、局所排出とする。
  - d 可燃性蒸気の滞留のおそれがないときは、可燃性蒸気の排出及び空気の置換が容易にできること。(い)
- (エ) 排出設備の技術基準
- a 可燃性蒸気の排出は、床上から屋外の高所に排出するようダクトを設けること。
  - b 排出設備には、原則として、40メッシュの引火防止網を取り付けること。また、延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーの設置が必要であること。(い)
  - c 延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーを設けること。(い)
  - d 設備単位に設ける排出設備には、貫通部及び当該設備の排出部直近に防火ダンパーを設けるよう指導すること。
- (オ) 風量(容積算定)について
- a 室内全体を排出するものは、室内容量の1時間当たり5回以上の能力を有すること。(電気法により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点が40℃未満等で、可燃性蒸気の滞留のおそれがある範囲とする。)(い)
  - b 局所排出するものは、排出容量(可燃性蒸気発生箇所の面積に高さ60cmを積したものの)の容量の1.5回以上の能力を有すること。(い)
- (カ) 換気及び排出設備の電気設備に関する技術基準
- 電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)によること。
- (キ) 引火防止網は、清掃及び点検が容易にできる構造とすること。
- (ク) 防火ダンパーは、清掃、点検及び作動状況の確認が容易にできる位置に設けること。

## 6 タンク本体及び付属設備

### (1) タンク本体の内面保護

液体危険物を貯蔵するタンクの内面を腐食等から保護

ア 保護材の材質は、収納する危険物に悪影響を及ぼさないものであること。

イ 例として、危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）で認定されているエポキシコーティング、ガラスフレーク等があり、その他のものとしてFFタンクの内殻に使用する素材がある。

### (2) 注入口

貯蔵タンクの注入口は、次のとおりとすること。

#### ア 位置

(ア) 防火上安全であること。

(イ) 移動タンク貯蔵所が容易に停車できること。

(ウ) はみ出し給油とならない位置及びスペースが確保できること。

#### イ 設備

(ア) 地下貯蔵タンクの場合、原則として直上注入口は認められないものとする。（遠方注入口を指導する。）

(イ) 屋外貯蔵タンクはタンク側面でも可能であること。ただし、防油堤内に設ける場合は、受け皿を設けること。

#### ウ 保安対策

(ア) 遠方注入口の場合、いたづらを防止するため、不燃材で造られた箱等を設けること。（い）

(イ) 注入口又は注入口BOXに鍵を取り付けるよう指導すること。（い）

(ウ) 引火点が21℃未満の危険物には表示が必要であること。

「危険物注入口」「火気厳禁」

(3) 危険物配管

配管施工の指導については、次のとおりとすること。

ア 地下埋設配管を設置、取替え等の変更工事する場合は、電気防食に留意すること。

イ ピット配管を設置する場合は、点検口及び雨水の処理に留意すること。（油分離槽又はグリーストラップ2槽以上の設置がより安全性が高い。

ウ ダクト又は天井裏に配管を設ける場合は、配管接合部分に点検口を設けること。（い）

(4) 防油堤及びポンプ周り

ア タンク及びポンプ周りの防油堤施工については、防水性向上及び危険物の浸透防止を図るため、防水モルタル施工すること。

イ ポンプは、ポンプ周りの防油堤より高くする等、油中に没しないよう施工すること。

(5) 排水溝、油分離槽等（い）

ア 油分離槽は4槽以上とし、1槽目にもサイフォン管を設けること。

イ 最終槽からの排水溝には、サイフォン管は不要であること。（い）

(6) 消火設備

危険物製造所等に設置する消火設備は、危険物製造所等の規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、その消火に適応するものとされる消火設備を設置するものとし、技術上の基準は、別添8に示す「消火設備の基準」によるものとする。

ア 消火設備の

(ア) 消火設備の技術上の基準は、政令第20条によるものとする。

(イ) 危険物製造所等の規模

a 著しく消火困難な危険物製造所等（い）

b 消火困難な危険物製造所等（い）

c その他の危険物製造所等（い）

(ウ) 消火設備の設置の対象となる建築物、その他の工作物及び危険物の所要単位の計算方法については、省令第30条によるものとする。

(エ) 電気設備の消火設備については、省令第36条によるものとする。

イ 所要単位等の算定

(ア) ①「建築物その他の工作物の規模について」

②「危険物の量について」

③「電気設備について」

を個別に算定し、①②③を合算するものとする。

(イ) ③の電気設備について、電気設備のある場所が100㎡に満たない場合は、①の建築物その他の工作物の規模に代替させ省略することができるものとする。

## 7 一般取扱所

### (1) 構造規制

#### ア 政令第19条第1項の取扱い

- (ア) 不燃材料で造られた棟規制の一般取扱所（構造規制で指定箇所以外は、耐火構造でも可能）
- (イ) 給油取扱所、移送取扱所、販売取扱所に該当しない取扱所
- (ウ) その他政令第19条第1項として取り扱う取扱所（イ）
  - a 政令第9条第1項ニの規定による小屋裏まで達する耐火壁区画されたもの
  - b 政令第23条の特例により許可されたもの
  - c 旧基準の小口詰め替え

#### イ 政令19条第2項の取扱い（類型化された一般取扱所）

- (ア) 省令第28条で類型化された特例の一般取扱所をいい、例として、吹付塗装、洗浄、焼入れ、充填、油圧、ボイラー等での消費等をする設備で、区画室を有する。
- (イ) 政令19条第2項の一般取扱所は、建物内設置となっているが、必ずしも他用途を要するものではなく、単体の建物として省令第28条の基準により設置も認められる。
- (ウ) 前イ(イ)場合の建物構造は、政令第19条第2項を満たすことが前提である。この場合、保安距離及び保有空地は適用されない。（イ）
- (エ) 類型化された一般取扱所の設置基準は、区画室単位の規制と設備単位の規制があり、どちらも1棟の建築物内に設置することができる（政令第19条第2項第4号及び第5号に規定する一般取扱所を除く。）。ただし、1許可で複数の取扱形態との混在はできない。（平成元年7月4日消防危第64号）（イ）
- (オ) 類型化の異なる一般取扱所を1棟の建築物内に複数設置する場合は、個別の一般取扱所として規制する。（イ）

### (2) 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所

- (ア) 旧基準の一般取扱所は、特例措置による取扱所であるため、ホースの延長は認められないものであること。ただし、旧基準の一般取扱所を廃止し、政令第19条第2項の設置許可を受ける場合には可能である。
- (イ) 上屋は、水平投影面積が3分の1以下であること。
- (ウ) シャッター等の取り付けで、屋根又は庇を目的としたものは、水平投影面積に算入すること。

### (3) 20号タンク

#### ア 20号タンクの範囲について

20号タンクの範囲については、指定数量の5分の1以上指定数量未満とすること。  
（平成7年2月3日付け消防危第5号）

#### イ 指定数量の5分の1未満のタンクの取扱いについて

- (ア) 政令第9条第1項第20号の技術上の基準は適用されないものであること。
- (イ) 構造設備明細書への記載については、省略することができるものであること。（イ）  
（平成10年3月16日付け消防危第29号）

ウ 20号タンクの検査について（第6章 検査 3 完成検査前検査参照）

(ア) 指定数量以上のタンクについては、消防検査によるものであること。

(イ) 指定数量未満のタンクについては、自主検査等によるものであること。

#### (4) 棚と架台

ア 棚と架台の判断基準

(ア) 架台とは、作業等を行うための台で、固定式の階段を有する物をいう。

(イ) 棚とは、架台を除く物品等を置くための台で、梯子等による昇降をする。

イ 床面積に算定する架台等の取扱いについて (い)

(ア) 棚上及び棚下が共に1, 800mm以上を有すること。

(イ) 幅員が2, 000mm以上連続していること。

(ウ) 面積が150㎡以上を有すること。

ウ 前イの全ての条件を満たすものは、法で定める床面積とすること。

(ア) 面としての消火設備だけが設置されている時は、立体的な消火設備を必要とする。（架台上、全域放出等） (い)

(イ) 警報設備のうち自動火災報知設備については、法第17条の技術基準に適合させること。

### 8 屋内貯蔵所

#### (1) 屋内貯蔵所の基礎

ア ブロック積みの場合には、基礎（コンクリート土台）を有すること。

イ 直積みは、ブロック下部部分に防水モルタル施工をするよう指導すること。 (い)

#### (2) 架台

ア 架台を設ける場合は、床に固定すること。

イ 架台に危険物を収納する場合は、チェーン等の落下防止を施すこと。

### 9 屋外タンク貯蔵所

#### (1) 防油堤に設ける階段

防油堤に設ける階段の構造については、次のとおりとする。

ア 防油堤と一体構造のものとは、鉄筋コンクリート等で造られ移設ができないものをいう。

イ 防油堤と一体構造でないものとは、鉄板等で造られ移動が可能であるもの (い)

ウ 一体構造でないもの新設する場合は、転倒防止等の危害を防止するため固定をすること。  
ただし、固定しても、一体構造として取り扱わない。 (い)

### 10 地下タンク貯蔵所

#### (1) 地下タンク貯蔵所と他用途

地下タンク貯蔵所上にその他の用途を設ける場合は、次の条件を満たせば差し支えないものとする。 (い)

ア 危険物の貯蔵等に支障がないこと。

イ 通行車両等、荷重に耐えるタンク、マンホール及び配管に損傷等のおそれがないよう、強度を保つこと。

ウ 上部スラブ上に消防活動用空地を設ける場合は、前イの強度があれば認められるものであること。 (い)



## 1.1 移動タンク貯蔵所

### (1) 常置場所

ア 常置場所の表示に義務はない（任意とする。）

イ 表示する場合の例

「移動タンク貯蔵所常置場所」「火気厳禁」とするが、大きさの指定はない。

ウ 車両への表示

表示義務はない（任意とする。）

## 1.2 屋外貯蔵所

### (1) 区画

ア 区画は、次の例等がある。

(ア) チェーン

(イ) 柵

(ウ) 防液堤

イ 屋外貯蔵所の敷地（区画）縮小する場合は、次の例によること。

(ア) 流出止めの新設を必要とする

(イ) 保有空地の減少するものは、変更許可を要する。

### (2) 流出止め

ア 防液堤（コンクリートブロック造は防水施工を要すること。）

イ 排水溝

## 1.3 給油取扱所

### (1) 特別高圧架空電線（い）

ア 給油取扱所の上空を通過しないこと。ただし、次の措置を講じた場合は、この限りでない。

(ア) 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離をとること。（い）

(イ) (ア) の距離を確保することができない場合は、それと同等の安全性を有するような措置をとること。（い）

(ウ) 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。（い）

### (2) 給油空地及び注油空地（い）

ア 給油空地は車両動線を考慮し、各計量器を包含するように給油業務に必要な空地を有すること。

イ 注油空地は容器詰め替えをするときはおおむね4㎡、ローリーを有するときは車両がはみ出さない広さとする。

ウ 図面に「給油空地」及び「注油空地」の範囲を明示し、構造設備明細書「給油空地」の間口及び奥行の欄にはこの数値を記入すること。（い）

### (3) 水平投影面積の算定（い）

水平投影面積 = 建築物面積 + キャノピー + 日除け

(4) キャノピーと日除けの取扱い (い)

ア キャノピー

(ア) 基礎、柱、梁等を有し地面に固定され恒久的な施工がされている。

(イ) 水平投影面積に算入すること

イ 日除け

(ア) 基礎、柱等は無く防火塀等に取り付けられ、脱着又は開閉ができ簡易的な施工で、材質は不燃材とする。

(イ) 水平投影面積に算入すること

(5) 固定給油設備及び固定注油設備 (い)

ア 計量器の取替え等 (い)

(ア) ホース長、吐出口数及び吐出量を審査すること。

(イ) 取替え機器については、KHKの認定の有無を審査すること。

イ ホースの変更等

(ア) ホース長は、固定給油設備、固定注油設備、洗車機等、道路境界線との間隔（離隔距離）により定められる。(い)

(イ) ホース長の測定は、ホース取り付け部からノズル先端までとする。(い)

ウ 位置 (い)

道路境界に防火塀が設けられている場合、道路境界線を敷地境界線とみなして必要な間隔を確保することとするが、この場合、防火塀の先端から道路境界線との間隔に必要な距離も確保すること。(い)

- (6) 給油取扱所の有人セルフ化及び単独荷卸し (い)
- ア 有人セルフ化に伴う改修は、機器等の位置、構造、設備等に変更があるかを審査すること。  
(い)
  - イ 単独荷卸しに伴う改修は、機器等の位置、構造、設備等に変更があるあるかを審査すること。
- (7) 店舗併設型給油取扱所への変更 (い)
- 給油取扱所の一部に、給油等のために訪れた顧客を対象とした店舗を併設するものをいう。
- ア 構造設備明細書の建築物の用途の取扱いは、次のとおりとする。
    - (ア) 第1号の2とは、事務所兼販売室をいい、以下「販売室等」という。
    - (イ) 第2号とは、事務所とは分離された店舗、飲食店又は展示場をいい、以下「販売専用室」という。
  - イ 構造設備明細書に変更があり、変更許可を要する変更工事には、主なものとしては、次のとおりとする。(い)
    - (ア) 敷地の一部に、販売専用室を設置する場合
    - (イ) 販売室等を、店舗、飲食店、展示場等の販売専用室に変更する場合 (い)
    - (ウ) 販売室等の改修により、事務所兼販売室の一部に区画された販売専用室を設置する場合
  - ウ 店舗併設型給油取扱所への変更に伴う技術上の基準 (い)
    - (ア) 販売室、販売専用室等への出入口には、防火設備を設けること。(い)
    - (イ) 販売専用室を2階に設ける場合の出入口は、販売室等の屋内階段を使用すること。ただし、屋外階段を設ける場合にあつては、給油空地に直接面しないこと。(い)
    - (ウ) 店舗を併設する場合は、給油取扱所へ来客した顧客を対象としているため、給油等を終了した車両を駐車するスペースを駐車禁止位置以外、かつ、給油又は注油空地以外直接面しないように設けること。(い)
    - (エ) ドライブスルー形式の金品受け渡しの専用室を設ける場合は、金品受け渡しをする窓口が、給油又は注油空地以外直接面しないように設けること。
- (8) 自家用給油取扱所 (い)
- ア 給油対象者  
給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものであること。(い)
  - イ 自家用給油取扱所の区分
    - (ア) 自家用屋外給油取扱所
    - (イ) 自家用屋内給油取扱所 (令第17条第2項の基準を満足すること。)
  - ウ 敷地、給油空地等 (い)
    - (ア) 敷地は、工場等の敷地内に設けること。敷地全体が給油取扱所とはならない。
    - (イ) 車両の大きさ及び車両動線を考慮し、各計量器を包含するように給油業務に必要な空地を有すること。(はみ出し給油の禁止)
    - (ウ) 給油取扱所の敷地との区分は、排水溝を設け、これを敷地の境界とする。
  - エ 車両の出入りする側
    - (ア) 公道に直接面して乗り入れをしないこと。
    - (イ) 構内道路は幅員がおおむね4mとし、乗り入れをしない側には、防火塀を設けること。  
(い)
  - オ 給油取扱所の設備等  
自家用給油取扱所として必要な設備以外は設置しないこと。

(9) 給油取扱所を常置場所とするミニローリー（少量危険物貯蔵所）（い）

ア 常置場所

(ア) 常置場所は、給油空地及び注油空地以外で駐車禁止以外の場所であること。

(イ) 常置場所の表示をすること。

(ウ) 給油取扱所の空地に常置場所とする場合は、必要に応じて資料の提出を求め確認しておくこと。

(10) 給油取扱所の敷地面積（ろ）

給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（給油取扱所の用に供する建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあつては、隣地境界線等に面する当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。（ろ）

## 第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

### 1 単独荷卸しの審査基準

平成17年10月26日消防危第245号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」により審査するものであること。

#### (1) 単独荷卸しの対象となる危険物製造所等 (い)

単独荷卸しを行うことができる危険物製造所等は、次に掲げるもの（以下「給油取扱所等」という。）とする。(い)

ア 給油取扱所

イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの

ウ 地下タンク貯蔵所

#### (2) 単独荷卸しの対象となる危険物

ア ガソリン

イ 灯油

ウ 軽油

エ 重油

#### (3) 給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件

ア 給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。(い)

イ 単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

ウ また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適正に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

## 2 単独荷卸しの具体的要件

単独荷卸しが可能となるには具体的要件

### (1) 関係者が実施する事項

関係者が（石油供給者、運送業者、給油取扱所等の所有者等）が実施する事項は、次のとおりとする。（い）

### (2) 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項

ア 単独荷卸しの仕組みを構築について

イ 給油取扱所等及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備

(ア) 安全対策設備の内容

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c タンク貯蔵量表示装置
- d 照明設備

(イ) 防災設備安全対策設備の設置状況及び維持管理方法について

(ウ) 安全対策設備の設置状況の把握方法について

ウ 単独荷卸しに係る作業の内容について

エ 単独荷卸しに必要な教育訓練等について

(ア) 乗務員に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 給油取扱所の設備
- c 事故発生時の措置

(イ) 単独荷卸しについて責任を有する運行管理者に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 適切な運行管理
- c 災害発生時の対応

オ 乗務員が単独荷卸し等に必要な知識、技術等を有することの証明する書類の様式について

(い)

カ 運送業及び給油取扱所等の所有者等の指導内容について

キ 単独荷卸しに係る遵守事項

自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者には単独荷卸しが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育訓練を受けた乗務員に、単独荷卸しが可能な給油取扱所等において適切に実施すること。

(3) 運送業者の遵守事項

運送業者は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所には、安全対策設備を設置し、適切に維持管理すること。
- イ 単独荷卸しする乗務員には、単独荷卸しに必要な知識等の教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な知識、技術等を有することの証明書類を交付すること。(い)
- ウ 運行管理者に対し、単独荷卸しの仕組み、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応等の教育訓練を行うこと。
- エ 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の訓練を受けた乗務員に証明書類を携帯させ、単独荷卸しを行わせること。
- オ 運行管理者を常駐させ、災害発生時に備えていること。

(4) 給油取扱所等所有者の遵守事項

給油取扱所等の所有者等は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
- イ 危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しする場合の連絡体制及び災害発生時の措置等について教育訓練を実施すること。
- ウ 危険物保安監督者及び従業員に対して、営業時間中に単独荷卸しする場合の作業、役割等について教育すること。(い)
- エ 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
- オ 単独荷卸しする運送業者に対し、給油取扱所の設備について情報提供体制の構築及び危険物保安監督者と運行管理者との連絡調整をすること。
- カ 営業時間中に単独荷卸しする場合は、乗務員との連絡ができる体制をとること。
- キ 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

3 予防規程

(1) 予防規程の作成義務

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては、次のとおりとすること。なお、予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあつても、次に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。  
(い)

(2) 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等

- ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。  
(省令第60条の2第1項第4号関係)
- イ 給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。  
(省令第60条の2第1項第5号関係)
- ウ 単独荷卸しの実施に関すること。(省令第60条の2第1項第7号関係)
- エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。  
(省令第60条の2第1項第11号関係)
- オ 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所に設置する安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。  
(省令第60条の2第1項第14号関係)
- カ 単独荷卸しにおける給油取扱所の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。  
(省令第60条の2第1項第14号関係)

(3) 予防規程に添付する書類

- ア 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- イ 当該給油取扱所等において単独荷卸しを実施する運送業者名
- ウ 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

(4) 予防規程の留意事項

- ア 予防規程の審査は、前(1)から(3)に掲げる内容が適正であるかについて確認するものであること。（い）
- イ 単独荷卸ししようとする給油取扱所の状況を、必要に応じ確認すること。
- ウ 審査するにあたり、KHKで単独荷卸しについての評価を確認しているものについては、有効に活用すること。



#### 4 安全対策

##### (1) 単独荷卸しに必要な安全対策

ア 安全対策設備の設置には、変更許可が必要となる場合があるので留意すること。

(ア) 安全対策設備の設置の内容が、変更工事について法第10条第4項に示す位置、構造、設備等の技術上の基準とは無関係な設備に係る改修、追加等である場合には、原則として資料提出で足りる。(イ)

(イ) この場合の手续として、事前に資料の提出を求めて差し支えないものであり、その後、必要に応じて書類申請させること。

(ウ) 安全対策設備の設置に対する審査については、設置する機器等がKKKで性能評価試験実施済みであれば検査等が省略されるため、この評価を有効に活用すること。

##### (2) 単独荷卸しに係る適正運用

ア 安全対策設備が設置されても、予防規程の変更がされていないものについては、単独荷卸しは認められないものであること。

(ア) 予防規程に従った単独荷卸しを実施されていないものについては、単独荷卸しの中止するよう指導するものであること。(イ)

(イ) 前ア(ア)の事項に対し、改善がされないものについては、危険物保安監督者の解任命令、危険物製造所等の使用停止命令等の消防法違反として扱われるものであること。なお、この場合には、消防庁危険物規制課まで通報するものであること。(イ)

##### (3) 単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準

給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準は、次のとおりとする。

###### ア コンタミ防止装置

(ア) ガソリン、灯油、軽油の油種選別が行えること

(イ) 機器は、移動タンク貯蔵所及び専用タンク(注入口を含む。)から構成されるものである。

(ウ) 方法として、バーコード方式、キー(油種選別鍵)方式、ハイテク方式があり、いずれでもよい。

###### イ 過剰注入防止設備

(ア) 専用タンクへの危険物の過剰注入を防止するもの(イ)

(イ) 方法として、荷積み時に注入が可能となる量以下の危険物を積み込む方式と、専用タンクに設け過剰注入防止装置(弁等)による方式があり、いずれでもよい。

###### ウ タンク貯蔵量表示装置

(ア) 専用タンク内の危険物が注入時に、随時確認できるものであること。

(イ) 機器としては、注入口近くに設けた遠隔液面計をいう。

(ウ) 設置位置は、注入時に容易に表示内容が確認できる必要があるため、注入口近くに設けること。

###### エ 照明設備

(ア) 単独荷卸し作業荷必要な照度が得られること。

(イ) 設置場所は、単独荷卸し作業に必要な範囲を照明し、照明設備のスイッチ等は、乗務員が容易に操作できるものであること。

###### オ 防災設備

(ア) 機器の構成は、以下のとおりである。

a 給油取扱所の見取図(単独荷卸し作業を行う場所、単独荷卸しに必要な設備等を明示したもの)(イ)

b 消火器(B火災用の能力が10単位以上となること。本数は2本程度で、既設の代用でも差し支えない。)

- c 乾燥砂（25kg以上で、使いやすく小分けしたもの）（い）
- d 緊急用電話（消防機関に通報できるもの）（い）
- e 通報連絡方法手順書（事故等の発生時に通報する手順を示したもの。消防機関、危険物保安監督者、運送業者等が必要）

(イ) 設置場所

- a 事故発生時等に、安全かつ容易に使用できる場所で集合させて設置すること。
- b 設置については、屋外であるため耐候性のあるボックスに収納し、外壁、防火扉等に固定して設置すること。
  - ・通称DCDボックス（給油取扱所の見取図、緊急用電話、通報連絡方法手順書を収納）
  - ・消火器ボックス（消火器、乾燥砂を収納）（い）

(4) 給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準

ア 運送業者が、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、乗務員に対して教育訓練を実施するものであること

イ 教育の内容

(ア) 給油取扱所等の施設、設備の構造等について（い）

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c 過剰注入防止設備
- d 照明設備
- e 防災設備
- f タンク注入口の識別方法

(イ) 単独荷卸しの作業手順について

(ウ) 異常時の対応方法について

ウ 単独荷卸しする給油取扱所について

(ア) 給油取扱所周辺の状況について

前面道路の状況

(イ) 必要資機材の配置状況

給油取扱所の防災設備等の設置、配置場所等（い）

エ 訓練内容

(ア) 消火器の使用方法

(イ) 乾燥砂による漏えい拡大防止措置（い）

(ウ) 災害時における消防機関への通報要領（い）

(エ) 単独荷卸し作業異常時の対応

## 第6章 検 査

### 1 完成検査前検査

危険物製造所等の設置又は変更工事について、法第12条の2の規定により、完成検査を受ける前に、工事の工程毎に市町村長等が行う中間検査を受けなければならない。(い)

#### (1) 検査の種類

##### ア 基礎検査

(ア) 配筋検査(下部、上部)

(イ) アスファルトサンド

##### イ タンク検査

(ア) 水圧水張検査

(イ) タンク据付け(い)

##### ウ 配管検査

#### (2) 基礎検査

ア タンクの基礎については、基礎の大きさ、厚み、鉄筋組等について検査すること。

イ アスファルトサンドについては、アスファルトの染み込み、厚さ等について検査すること。

#### (3) タンク検査

ア タンクについては、水圧水張検査済証の確認を検査すること。

イ タンク据え付けについては、据付け状況について検査すること。(い)

#### (4) 配管検査

ア 地下埋設配管の場合は、消防検査を要する。

イ 政令第21号に定める配管のうち、次の自主検査をする場合は、危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

(ア) 地上配管

(イ) ピット配管

(ウ) 地下配管で、やむを得ない場合

ウ 自主検査とする場合は、検査記録等の報告書類の提出を求め、確認を要するものとする。(い)

### 2 完成検査

#### (1) 完成検査

ア 完成検査は、許可申請(計画)どおりの施工がされているかを検査するものであること。

(い) (ろ)

イ 許可申請(計画)どおりの施工がされていない場合は、不合格とすること。

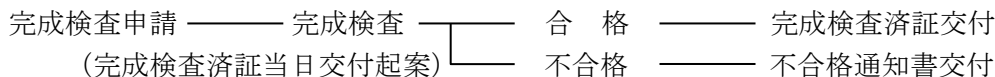
#### (2) 完成検査の手続

ア 完成検査は、稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領(平成17年4月1日施行)により「完成検査済証」等の「当日交付」を行うものとする。(い)

イ 完成検査の手続(い)

(ア) 完成検査済証交付手続は、完成検査申請受付後、検査前に手続をし、事務処理要領に基づき合格時は「即時交付」すること。(い)

(イ) 手続のフロー(い)



(ウ) 完成検査申請受付後から完成検査当日までの書類修正、書類差替え、書類追加等は認めら

れないこと。(ろ)

### 3 完成検査前検査(水圧水張検査)

#### (1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について

平成13年3月23日消防危第35号に基づき、次のとおり指導すること。

ア 製造所又は一般取扱所に設置する外国製の液体危険物タンクを一体とした「ユニット機器」については、海外で公正な機関で行われた水圧水張試験であれば、その証明書等を活用として、水圧水張検査とみなして運用しても差し支えないものとする。

イ ユニット機器の例としては、放電加工機、油圧装置の油圧タンク等を有し、取り外して検査することが困難なもの(い)

#### (2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク

ア 平成7年2月3日消防危第5号に基づき、次のとおり指導すること。

(ア) 一般取扱所に設置する20号タンクのうち、指定数量未満のタンクは、完成検査前検査の対象から除外されていること。

(イ) この場合の完成検査前検査は、消防検査又は自主検査のいずれでも可能とするものであること。

イ 一般取扱所に設置するタンクの容量が、指定数量の5分の1未満のタンクは、20号タンクの規制を受けないこと。(い)

(ア) 当市消防本部に検査申請があった場合は、設置場所を確認し、次による指導をすること。

(イ) 他の消防本部に設置するものについては、設置する消防本部に事前相談するよう指導をすること。

(ウ) 当市消防本部に設置するものについては、自主検査による指導をすること。

#### (3) タンク、配管等の自主検査

ア タンク、配管等の自主検査については、次のとおりとする。

(ア) 自主検査の報告様式は、別添9の「タンク等試験結果報告書(自主検査)」とする。(い)

(イ) 当該タンクについては、事前又は検査当日に報告のあった場合には、そのデータ等を確認し完成検査において省略又は簡略されるものであること。

#### (4) 水張水圧検査の代替検査

ア 既設タンクの変更工事等により水圧水張検査を必要とする場合、検査の実施が困難な場合は、代替検査によることができる。

(昭和62年10月7日消防危97号通知による。)

イ 変更工事の具体例

(ア) 既設地下タンクの点検用マンホールの取り付け

(イ) 廃止後のタンクで、再使用する場合

ウ 検査の具体例

(ア) 不燃性ガスによる検査(微加圧等)

エ 注意事項

代替検査を行う場合は、政令第23条の特例による適用とすること。

#### 4 不合格

不合格となる基準は、本許可申請の内容と施工内容に大きな相違がある時とする。

##### (1) 完成検査

###### ア 位置について

- (ア) 許可位置と施工位置
- (イ) 保安距離の不足
- (ウ) 保有空地の不足

###### イ 構造について

- (ア) 建屋構造（主要構造部）並びに施工材料及び施工工法（イ）
- (イ) 建屋の大きさ（面積、高さ）
- (ウ) 建屋開口部（材質、位置、大きさ等）

###### ウ 設備について

- (ア) 設備の位置、配置、数量等
- (イ) 設備の材質、構造、大きさ
- (ウ) 配管の口径、材質、接合方法及び布設位置
- (エ) 申請電気設備（防爆仕様の未設置及び施工不良）
- (オ) 申請設備の著しい不足

##### (2) 完成検査前検査（水圧水張検査）

###### ア タンク寸法の相違

###### イ 気密不良（漏水）

###### ウ 修復不能な傷等

##### (3) 不合格時の手続（い）

###### ア 不合格時の指導は、次のいずれかとし選択させる。（い）

- (ア) 申請者に変更の許可申請をさせ、完成検査を受ける。
- (イ) 申請者に本許可の申請に基づく施工（申請図面に基づく施工）を実施するよう指導し、完成検査を受ける。

###### イ 不合格通知の手続（い）

###### (ア) 手続のフロー

検査不合格 ———— 不合格通知書交付手続 ———— 不合格通知書交付  
(起案、決裁を要する。) ※再検査指導（い）

###### (イ) 完成検査済証の未交付処理

不合格通知書交付手続時に不合格となった完成検査済証は、経過欄に「不合格」と記載し、決裁を受ける。（い）

##### (4) 火災予防条例タンク（い）

###### ア 危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

- イ 火災予防条例による水圧水張検査については、手数料徴収条例による手数料を徴収すること。（い）

## 第7章 そ の 他

### 1 許可書等の再交付

#### (1) 再交付の種類

- ア 許可書
- イ 完成検査済証
- ウ タンク検査済証

(ア) 正本のみとし、副本（プレート）の再交付はされないものであること。（い）

(イ) 廃止後のタンクの再交付はされないものであること。

#### (2) 手続

規則により再交付の手続をすること。（い）

#### (3) 手数料

ア 手数料徴収条例により手数料が必要であること。

イ 手続については、手数料の納付を確認した後に受け付け再交付の手続をすること。（い）

### 2 予防規程

#### (1) 作成単位

ア 原則として、危険物製造所等毎に制定する。（い）

イ 制定を必要とする危険物製造所等を複数有する場合は、該当する危険物製造所等、全て網らした一つの予防規程を作成するよう指導する。（い）

### 3 廃止の届出

#### (2) 届出

ア 届出は、廃止後とする。

イ 届出書には、許可書及び完成検査済証（原本）を添付すること。また、タンクを有する場合は、タンク検査済証（正本・副本）を添付するよう指導すること。（い）

ウ イの添付書類を紛失等し、添付できない場合は、顛末書を提出するよう指導すること。（い）

#### (3) 廃止にともなう留意点

ア 廃止の方法

(ア) 地下貯蔵タンクを有する場合は、「稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策指導要領（平成17年4月1日施行）により指導すること。

(イ) 地下貯蔵タンク以外のタンクについては、マンホール配管等の開放を確認し、その他は安全が確認されるように(ア)の基準に基づき指導すること。

(ウ) 廃止については、廃止の方法を確認し指導すること。（い）

(エ) 危険物（可燃性蒸気を含む。）及び標識・掲示板の撤去が廃止の条件であること。（い）

#### (4) 文書廃棄

廃止については、現地を必ず確認し、以後、決裁による文書廃棄すること。ただし、写真等により廃止処理が確認できる場合は、この限りでない。（い）

#### 4 休止の届出

##### (1) 届出

ア 規則第12条による

イ 危険物製造所等の使用を3か月以上にわたって休止するとき (い)

ウ 届出は7日前までに

##### (2) 休止の留意点

ア 危険物は原則として抜き取り、内部の可燃性蒸気を排出しておくこと。(タンククリーニング)

イ 危険物を抜き取り休止した場合であっても、法に基づく義務(自主点検、漏れ点検等)は免除されないものであること。(い)

申請書等の記載要領

危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請

1 申請

- (1) 申請者  
危険物の仮貯蔵、仮取扱いをしようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市消防長
- (3) 申請方法  
規則第2条第1項（様式第1）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類  
ア 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所を示した関係図面（い）  
イ 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うタンク及び機器等を有すれば、関係する図面（い）

2 記載要領

- (1) 表題及び記載欄の危険物を仮に貯蔵し、又は、取り扱う場合の選択する欄には、本申請に該当するものを〇で囲むこと。  
 (例)                  貯蔵  
                          危険物仮          承認申請書  
                          取扱
- (2) 申請先の欄は、稲沢市消防長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
 (例)      (電話)          ○○○○ (〇〇) ○○○○  
                  (住所)          ○〇市〇〇町〇〇番地  
                  (氏名)          ○〇工業株式会社  
    代表取締役 ○○○○印
- (4) 仮貯蔵し、又は仮取扱する者の住所、氏名の欄は、現に仮貯蔵し、又は仮取扱いする者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者と同様とする。（い）
- (5) 仮貯蔵し、又は仮取扱いする場所の欄は、現に仮貯蔵し、又は仮取扱う場所（地番）を記載する。（い）
- (6) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、仮に貯蔵又は仮に取り扱う危険物を記載する。（い）  
 (例)      屋内貯蔵所  
    ただし、指定数量が不明確な場合は注2によること。  
 (例)      第4類    第2石油類          1, 0 0 0 l  
    第3石油類          1, 0 0 0 l  
    (指定数量の倍数)          1. 5 倍
- (7) 危険物の包装状況の欄は、危険物の収納状況等を具体的に記載する。  
 (例)      金属容器入りの危険物で、容器に当該危険物の品名表示等が記載されている。
- (8) 仮の貯蔵又は取扱いの概要の欄は、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を具体的に記載する。  
 (例)      工場倉庫内で、金属容器入りの危険物を保管する。
- (9) 仮の貯蔵又は取扱いの期間の欄は、仮貯蔵し、又は仮取扱いする期間を記載する。（い）  
 (例)      平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (10) 消防用設備及び警備方法  
 (例)      工場倉庫内に、自動火災報知設備が設置されている。
- (11) その他必要事項の欄には、仮貯蔵又は取扱いの表示について記載する。  
 (例)      「稲沢市危険物規制規則様式第3」に定める表示板等を掲示する。





## 危険物製造所等の設置許可又は変更許可申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の設置許可又は変更許可を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
ア 危険物製造所等の設置許可を受ける場合は、省令則第4条による申請書等による。  
イ 危険物製造所等の変更許可を、仮使用承認を別に同時に申請する場合は、省令第5条（様式第5及び第7の2）による申請書等による。  
ウ 危険物製造所等の変更許可を、仮使用承認と同時に申請する場合は、省令第5条の3（第7の2）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類  
ア 省令第4条及び第5条による関係図書  
イ 該当する危険物製造所等の構造設備明細書（い）  
ウ 危険物製造所等の位置、構造及び設備に関する図面（い）  
※ 変更許可の場合は、変更に係る部分の工事計画書及び工事内容に関する図面

### 2 記載要領

- (1) 表題の製造所、貯蔵所、取扱所の欄は、本申請に該当するものを  で囲むこと。  
(例) 製造所  
危険物  貯蔵所 設置許可申請書  
取扱所
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (○○) ○○○○  
(住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置しようとし、又は現にある場所（地番）を記載する。  
(い)
- (6) 設置場所の地域別の欄は、都市計画法に基づく地域指定について記載する。  
(例) (防火地域別) 指定なし  
(用途地域別) 準工業地域
- (7) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (8) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (9) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。ただし、指定数量が不明確な場合は備考4によること。（い）  
(例) 第4類 第2石油類 1,000ℓ  
第3石油類 1,000ℓ  
(指定数量の倍数) 1.5倍
- (10) 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、政令第1節、第2節及び第3節（製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の基準）に規定する製造所、各貯蔵所又は各取扱所の条項を記載する。ただし、省令に係る場合は、同省令の条項を記載する。  
(例) 一般取扱所（ボイラー）の場合 令第19条第2項

(規則第28条の57 第2項)

- (11) 位置、構造、設備の概要の欄は、危険物の貯蔵又は取り扱う位置及び設備等の概要を簡略に記載する。(い)  
(例) 敷地南東位置に耐火構造の屋内貯蔵所を設置する。
- (12) 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要を簡略に記載する。  
(例) 塗装作業に使用する容器入りの危険物を貯蔵する。
- (13) 着工予定期日の欄は、着工しようとする日を、許可に要する日を考慮して記載する。  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (14) 完成予定期日の欄は、完成の予定日を、着工予定期日の例により記載する。
- (15) 変更許可に係る申請  
ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号  
イ 変更の内容の欄は、変更しようとする内容を簡略に記載する。  
(例) 貯蔵棚の取り替え及び増設工事  
ウ 変更の理由の欄は、変更しようとする理由を簡略に記載する。  
(例) 貯蔵危険物の耐震対策及び貯蔵量を増やす。
- (16) 仮使用承認  
ア 変更許可申請と同時に、工事箇所以外の場所の仮使用の承認を受けようとする場合は、様式第7の2を用いた一括申請が可能であること。  
イ 危険物製造所等の変更許可申請書に仮使用承認申請を一括して行う場合は、下記の書類を添付すること。  
(ア) 工事範囲と、仮使用の範囲を明確にした図面  
(イ) 工事計画書  
(ウ) 仮設防火塀の施工等安全対策

## 危険物製造所等の構造明細書の記載

### 1 共通事項

- (1) 事業の概要の欄は、事業所としての概要を記載する。  
(例) 機械部品製造業
- (2) 事業の概要の欄は、事業所としての概要を記載する。  
(例) 機械部品製造業
- (3) 配管の欄は、使用する配管の材質及び口径を記載する。  
(例) 配管用炭素鋼鋼管 25mm 又は 2.5A
- (4) 換気、排出の設備の欄は、使用する換気及び排出設備を記載する。  
(例) 自然換気、自動強制排出設備
- (5) 採光、照明の設備の欄は、採光の方法及び使用する照明設備等を記載する。  
(例) 安全増防爆型蛍光灯 3基
- (6) 電気設備の欄は、電気施工の方法等を記載する。  
(例) 電気法による安全増防爆等
- (7) 避雷設備の欄は、避雷設備の有無又は施工方法等を記載する。  
(例) 有り (日本工業規格 A4201)
- (8) 消火設備の欄は、消火設備の種類及び数量等を記載する。  
(例) 第3種 移動式粉末消火設備  
第4種 ABC50型粉末消火器 (3台)  
第5種 ABC10型粉末消火器 (5本)
- (9) 工事請負者住所氏名の欄は、工事を請負う者又は工事に係る担当責任者を記載する。(い)  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印  
(電話) ○○○○(○○)○○○○
- (10) 各欄において該当しない場合は、記載欄に ○ を記載し抹消すること。

### 2 製造所又は一般取扱所

- (1) 表題の製造所又は一般取扱所は、本申請に該当するものを ○ で囲むこと。
- (2) 危険物取扱作業の欄は、危険物の取扱い作業の概要を簡略に記載する。  
(例) 一般取扱所に設置したボイラー3基にて、2,000ℓ/日を消費する。
- (3) 製造所(一般取扱所)の敷地面積の欄は、下記の区分による敷地面積を記載する。  
ア 1棟規制の場合は、保有空地を含めた敷地面積  
イ 区画室を有する部分規制の場合は、部分規制に該当する部分の敷地面積  
ウ 設備単位の部分規制の場合は、保有空地(屋内空地)を含めた敷地面積
- (4) 建築物の構造の欄は、下記の区分による建築物の構造を記載する。  
ア 1棟規制の場合は、当該建築物の構造  
イ 区画室を有する部分規制の場合は、部分規制に該当する一般取扱所部分の構造  
ウ 設備単位の部分規制の場合は、部分規制に該当する一般取扱所部分の構造
- (5) 建築物の構造の欄の記載要領  
ア 1棟規制の場合は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の構造等を記載する。  
イ 区画設置又は階層設置は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の構造等を記載する。  
(ア) 階数の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の階数を記載する。  
(例) 1階  
(イ) 建築面積の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の建築面積を記載する。  
(注) 建基法の床面積(庇は水平投影面積とする。)を記載する。  
(ウ) 延べ面積の欄は、製造所又は一般取扱所を有する建物全体の延べ面積を記載する。  
(エ) 壁のうち延焼のおそれのある外壁の欄は、建築基準法で定める延焼のおそれのある範囲の外壁の構造を記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート造

- (オ) 壁のうちその他の壁の欄は、上記エ範囲外の外壁の構造を記載する。  
(例) スレート
- (カ) 柱の欄は、柱の構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨
- (キ) 床の欄は、床の構造又は床の仕上げ等（床に浸透しない構造）について記載する。  
(例) コンクリート張り防水モルタル仕上げ
- (ク) はりの欄は、はりの構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨
- (ケ) 屋根の欄は、屋根の構造又は材質を記載する。  
(例) スレート葺き
- (コ) 窓の欄は、窓の構造又は材質を記載する。  
(例) 網入りガラス
- (サ) 出入口の欄は、出入口の構造又は材質を記載する。  
(例) 特殊防火設備又は防火設備
- (シ) 階段の欄は、階段の構造又は材質を記載する。  
(例) 鉄骨

ウ 建築物の一部に一般取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄  
この欄は、区画設置又は階層設置時に記載するものである。

- (ア) 階数の欄は、一般取扱所が設置されている階数を記載する。  
(例) 1階 階層設置は2階／4階
- (イ) 建築面積の欄は、一般取扱所の建築面積を記載する。
- (ウ) 延べ面積の欄は、一般取扱所の延べ面積を記載する。

エ 建築物の構造概要の欄は、一般取扱所の構造について記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート

- (6) 製造（取扱）設備の概要の欄は、設備、数量等について簡略に記載する。  
(例) 小型貫流ボイラー3基
- (7) 令第9条第1項第20のタンクの欄は、20号タンク（サービスタンク、油圧タンク等）について、大きさ、容量及び基数等について記載する。  
(例) サービスタンク 1, 000mm×1, 000mm×1, 000mm 1基

### 3 屋内貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 架台の構造の欄は、架台大きさ及び構造並びに耐震対策について記載する。  
(例) スチール棚 幅200cm 奥行600cm 高さ1, 000cm (イ)  
架台（棚）は、アンカーボルトで固定する。  
危険物の落下防止対策は、チェーンとする。
- (3) 通風、冷房設備の欄は、冷房設備等について記載する。  
(例) 貯蔵庫西側（外部）に電気式の冷房設備を設置し、貯蔵庫内部の温度を一定に保つ。

### 4 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照2
- (2) 貯蔵する危険物の概要の欄は、貯蔵する危険物の引火点及び貯蔵する温度を記載する。  
(例) (引火点) 65℃  
(貯蔵温度) 常温
- (3) 基礎、据付方法の概要の欄は、タンクの基礎及び据付方法を簡略に記載する。  
(例) 鉄筋コンクリート基礎・・・とし、基礎上にアスファルトサンド50mmを設け、タンクをアンカーボルトにより固定する。
- (4) タンクの構造、設備の欄は、タンクの構造について詳細を記載する。  
ア 形状の欄は、タンクの形状を記載する。  
(例) 円筒横置型


- イ 常圧・加圧の欄は、常圧又は加圧のいずれかを ○ で囲み、加圧の場合は圧力を記載する。
- ウ 寸法の欄は、タンクの寸法（内寸）を記載する。  
 (例) (内径) 2, 800mm  
 (胴 長) 8, 200mm  
 (鏡出し) 260mm
- エ 容量の欄は、タンク実容量（タンク検査済証に同一の容量）を記載する。  
 (例) 50, 000ℓ
- オ 材質、板厚の欄は、タンクの材質及び板厚を記載する。  
 (例) (胴 板) SS400 10mm 又は t = 10  
 (鏡 板) SS400 10mm t = 10
- カ 通気管の欄は、通気管について詳細を記載する。  
 (例) (種 類) 大気無弁通気管  
 ( 数 ) 1  
 (内径又は作動圧) 32mm
- キ 安全装置の欄は、通気管について詳細を記載する。記載については、通気管に同じ。
- ク 液量表示の欄は、タンク内の危険物残量の表示方法を記載する。  
 (例) フロート式液面計
- ケ 引火防止装置の欄は、引火の防止装置の有無を ○ で囲む。
- (5) 地下タンク貯蔵所において、次の構造の欄は、タンクの構造について詳細を記載する。
- ア タンク設置方法の欄は、該当する設置方法を ○ で囲むこと。
- イ タンクの種類の欄は、該当するタンクの種類を ○ で囲むこと。
- ウ 外面の保護の欄は、タンクの外面保護の方法を記載する。  
 (例)
- エ 危険物の漏れ検査設備又は漏れ防止構造の概要の欄は、設備の詳細を記載する。  
 (例) タンク周囲に4本の漏洩検地管を設ける。  
 タンク漏洩検地層にオイルリークモニターを設置し、漏洩を検知する。
- オ 可燃性蒸気回収設備の欄は、設備の有無及び有りの場合は、設備の詳細を記載する。  
 (例) ベーパーリカバリーによるタンクローリーへの回収 (い)
- カ タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要の欄は、タンク室の構造又は省略型（直埋設、漏れ防止）の施工方法について記載する。  
 (例) (タンク室) 鉄筋コンクリート造（厚さ300mm）、鉄筋基礎D16@200ダブルとし、・・・、タンク室内には、乾燥砂を充填する。  
 (例) (タンク室省略型) 鉄筋コンクリート基礎（厚さ300mm）、鉄筋基礎D16@200ダブルとし、・・・、固定バンド3本及びアンカーボルトでタンクを固定する。
- (6) 注入口の位置の欄は、注入口の位置を記載する。  
 (例) 遠方注入口  
 タンク側面
- (7) 注入口付近の接地電極の欄は、注入口付近に設ける電極（ローリーアース）の有無を  
 で囲む。
- (8) 防油堤の欄は、防油堤の構造について記載する。  
 (例) (構 造) 鉄筋コンクリート 300cm×300cm×50cm  
 (容 量) 4, 500ℓ  
 (排水設備) ためます及び油分離槽
- (9) ポンプ設備の欄は、使用するポンプの種類及び台数等を記載する。  
 (例) ギヤーポンプ3基

## 5 屋外貯蔵所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 区画面積の欄は、屋外貯蔵所として区画した部分の面積を記載する。
- (3) さく等の構造の欄は、さく又は囲いの構造を記載する。  
 (例) 鉄製の支柱を立て、支柱間に金属チェーンを張り区画する。

- (4) 地盤面の状況の欄は、地盤面の舗装状況及び排水方法等の構造を記載する。  
 (例) 地盤面はコンクリート仕上げとし、区画内の周囲に排水溝及び油分離槽を設ける。
- (5) 架台の構造の欄は、架台大きさ及び構造並びに耐震対策について記載する。  
 (例) スチール棚 幅200cm 奥行600cm 高さ奥行1,000cm  
 チェーン付で、アンカーボルトで固定する。(い)

## 6 給油取扱所

- (1) 共通事項及び製造所（一般取扱所）参照
- (2) 敷地の欄は、給油取扱所の敷地について詳細を記載する。  
 ア 給油取扱所の間口、奥行の欄は、給油空地（矩形部分）の間口及び奥行を記載する。  
 (例) (間口) 30m  
 (奥行) 15m  
 イ 給油取扱所の敷地面積の欄は、給油取扱所の敷地面積を記載する。
- (3) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造の欄は、建築物の給油取扱所の部分について構造を記載する。  
 ア 階数の欄は、給油取扱所の階数を記載する。  
 (例) 1階  
 イ 建築面積の欄は、建築基準法による建築面積（床面積）を記載する。  
 (注) 建築物の面積 + キャノピー面積  
 ただし、キャノピー等の重なり部分及び庇を除く。(い)  
 ウ 水平投影面積の欄は、給油取扱所の水平投影面積を記載する。  
 エ その他、建築物の構造概要の欄は、製造所（一般取扱所）の記載要領に基づき構造を記載する。  
 オ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所（一般取扱所）の記載要領に基づき構造を記載する。
- (4) 上階の有無の欄は、上階の有無を  で囲み、有りの場合はその用途及び屋根又は庇の有無等を記載する。(い)  
 (例) 有 本店事務所  
 有 5m
- (5) 建築物の用途別有無の欄は、給油取扱所の用途別について面積を記載する。  
 ア 第1号の欄は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の合計面積を記載する。  
 (第1号の例) ポンプ室、油庫、コンプレッサー室  
 イ 第1号の2の欄は、給油取扱所の業務を行うための事務所の合計面積を記載する。  
 (第1号の2の例) 販売室兼事務室、便所  
 ウ 第2号の欄は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の合計面積を記載する。  
 (第2号の例) 販売室、コンビニエンスストア等  
 エ 第3号の欄は、自動車の点検・整備を行う作業場の合計面積を記載する。  
 (第3号の例) 整備室、リフト室  
 オ 第4号の欄は、自動車の洗浄を行う作業場の合計面積を記載する。  
 (第4号の例) 洗車室  
 カ 第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住又はこれらの者に係る給油取扱所の業務を行うための事務所の合計面積を記載する。  
 (第5号の例) 本店事務所  
 キ 右欄の記載については、給油取扱所に訪れた利用者が出入りする部分について合計面積を記載する。  
 (注) 第1号の2、第2号、第3号のみ

- ク 計の欄は、各号の合計面積を記載する。
- (ア) 右欄 第1号から第5号の合計面積
- (イ) 左欄 第1号の2、第2号、第3号の合計面積
- (6) 周囲の塀又は壁の欄は、塀又は壁の構造を記載する。  
(例) 鉄筋コンクリートブロック 高さ2m以上
- (7) 固定給油設備の欄は、固定給油設備及び固定注油設備について詳細を記載する。
- ア 固定給油設備の型式、数、道路境界線からの間隔、敷地境界線からの間隔の欄は、固定給油設備について詳細を記載する。
- (ア) 型式及び数 (例) 固定式マルチ 3基  
懸垂式ダブル 1基
- (イ) 道路境界線からの間隔は、固定給油設備から道路境界線までの距離(m)を記載する。  
(注) 複数の固定給油設備を有する場合は、最も小さい数値を記載する。
- (ウ) 敷地境界線からの間隔は、固定給油設備から敷地境界線までの距離(m)を記載する。  
(注) 複数の固定給油設備を有する場合は、最も小さい数値を記載する。
- イ 固定注油設備の欄は、固定給油設備と同様に記載する。
- (8) 付随設備の概要の欄は、危険物の規制に関する規則第25条の5に定める機器について給油取扱所で使用するものを記載する。  
(例) オートリフト 1基  
洗車機 2機  
タイヤチェンジャー 1基
- (9) 避難設備の欄は、避難設備を有する場合のみ記載をする。  
(例) 避難誘導灯あり
- (10) 事務所等その他火気使用設備の欄は、事務所等給油取扱所内で火気を使用する設備を記載する。  
(例) ガス湯沸器
- (11) 排水設備等の欄は、給油取扱所の排水方法を記載する。  
(例) 前面排水溝及び油分離槽 3基
- (12) タンク設備等の欄は、給油取扱所で使用するタンクの詳細をする。
- ア 専用タンクの欄は、専用タンクの容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 20kl 1基  
10kl 3基
- イ 廃油タンク等の欄は、廃油タンク等の容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 2kl 1基
- ウ 簡易タンクの欄は、簡易タンクの容量及びタンク基数を記載する。  
(例) 590l 1基
- エ 可燃性蒸気回収設備の欄は、可燃性蒸気回収設備の有無を ○ で囲む。

## 危険物製造所等の完成検査申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の設置許可又は変更許可を受け完成検査を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
省令第6条(様式第8)により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類  
原則として、完成検査申請書のみとする。ただし、中間検査等で確認できなかった資料で、完成検査時に、確認を要する資料は添付すること。  
ア タンク検査済証のコピー(正本と副本との照合確認) (い)  
イ 自主検査による検査資料等(水圧検査等)

### 2 記載要領

- (1) 表題の製造所、貯蔵所、取扱所の欄は、本申請に該当するものを○で囲むこと。  
(例) 製造所  
危険物(貯蔵所)設置許可申請書  
取扱所
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○(〇〇)○○○○  
(住所) ○〇市〇〇町〇〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様とする。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置し、又は、現にある場所(地番)を記載する。(い)
- (6) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (7) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危険物の規制に関する政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (8) 設置又は変更の許可年月日及び許可番号の欄は、本申請に基づく許可(設置又は変更)のいずれかを○で囲み、同許可の年月日及び許可番号を記載する。  
(例) (設置又は変更)平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (9) 危険物製造所等の完成期日の欄は、完成の期日を記載する。(い)  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (10) 使用開始予定期日の欄は、使用しようとする日を、完成検査済証が交付される日を考慮して記載する。  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日



## 危険物製造所等の仮使用承認申請

### 1 申請

- (1) 申請者  
危険物製造所等の変更許可により仮使用承認を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法  
ア 危険物製造所等の変更許可と同時に申請を行わずに、仮使用承認を受ける場合の申請  
イ 規則第5条の2（様式第7）により指定された申請書等による。
- (4) 添付書類
  - ア 危険物を仮に使用しようとする場所を示した関係図面
  - イ 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うタンク及び機器等を有すれば、関係する図面（い）

### 2 記載要領

- (1) 表題及び記載欄の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の選択する欄には、本申請に該当するものを○で囲むこと。（い）  
（例）

|           |
|-----------|
| ○貯蔵○      |
| 危険物仮承認申請書 |
| 取扱        |
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
（例）

|      |              |
|------|--------------|
| （電話） | ○○○○（○○）○○○○ |
| （住所） | ○○市○○町○○番地   |
| （氏名） | ○○工業株式会社     |
|      | 代表取締役 ○○○○印  |
- (4) 仮に使用しようとする者の住所、氏名の欄は、現に仮使用する者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様。
- (5) 工事範囲と、仮使用の範囲を明確に記載する。
- (6) 工事計画書
- (7) 仮設塀等の施工等を具体的に記載する。  
（例）高さ2メートルの鉄製のパネルを設置する。

## 許可書等の再交付申請

### 1 再交付申請の種類

- (1) 許可書
- (2) タンク検査済証
- (3) 完成検査済証

### 2

- (1) 申請者  
危険物製造所等の許可書等の紛失により再交付を受けようとする者
- (2) 申請先  
稲沢市長
- (3) 申請方法
  - ア 許可書  
規則第21条第1項（様式第23）による申請書。
  - イ タンク検査済証  
規則第20条第1項（様式第21）による申請書
  - ウ 完成検査済証  
省令第6条第3項（様式第12）による申請書
- (4) 添付書類
  - ア 許可書等のコピー（許可等の内容が確認できるもの）
  - イ タンク検査済証の再交付申請についてはプレート（副）のコピー

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (2) 申請者の欄は、申請者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考3により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市〇〇町〇〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、申請者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等を設置しようとし、又は現にある場所（地番）を記載する。  
(い)
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 移動タンク貯蔵所
- (7) 設置又は変更の許可年月  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (8) 設置又は変更の完成年月日及び許可番号の欄は、危険物製造所等を設置し、完成した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (9) タンク検査年月日の欄は、タンクの完成検査済証が交付された時の年月日及び検査番号を記載する。  
(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (10) 理由又は再交付の必要な事由の欄は、再交付を受けようとする理由を簡略に記載する。

#### 4 申請手数料

(1) 許可書等の再交付に係る申請の手数料

許可書等の再交付の申請には、手数料徴収条例により、申請手数料の納付を必要とする。

(2) 申請手数料の納付は、申請時（前納）とし、納付方法は次のとおりとすること。

ア 指定の納入通知書による、直接納付

イ 郵便による場合は、現金書留若しくは定額小為替

(3) 申請手数料

ア 許可書 1, 000円

イ タンク検査済証 1, 000円

ウ 完成検査済証 1, 000円

(4) 再交付書類の郵送

書類の郵送を希望する場合は、返送用の封筒（A4サイズ以上）に切手を貼り（申請者負担）、申請書類に同封したうえ申請すること。

## 危険物設置者等氏名変更等の届出（い）

### 1 届出の種類

- (1) 危険物製造所等の譲渡又は引渡があった場合
  - ア 法第11条第6項（譲渡又は引渡）による届出
  - イ 省令第7条（様式第15）によること
- (2) 設置者及び占有者（使用者）の住所、氏名、名称等の変更
  - ア 規則第11条の規定（設置者氏名変更等）による届出
  - イ 規則（様式第15）によること

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として変更後の設置者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された届出書等による。

### 3 記載要領

- (1) 表題に製造所、貯蔵所、取扱所又は住所、氏名、名称の欄を有する場合は、本申請に該当するものを○で囲むこと。

(例) 住所  
危険物設置者等○氏名○変更届出書

名称

- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注及び備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。

(例) (電話) ○○○○ (〇〇) ○○○○  
(住所) ○〇市○〇町○〇番地  
(氏名) ○〇工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印

- (4) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。（い）
- (6) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。

(例) 貯蔵所

- (7) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。

(例) 屋内貯蔵所

- (8) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。（い）

(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

- (9) 完成検査年月日及び番号の欄は、危険物製造所等が完成した時の年月日及び完成番号を記載する。（い）

(例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号

- (10) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。（い）

ただし、指定数量が不明確な場合は備考4によること。

(例) 第4類 第2石油類 1, 000ℓ  
第3石油類 1, 000ℓ

(指定数量の倍数)

1. 5倍

(11) 変更の内容の欄は、新には変更後の内容を、旧には変更前の内容を記載する。

(例) (新) ○○石油株式会社 代表取締役 ○○○○

(旧) △△石油株式会社 代表取締役 △△△△

(12) 変更の理由の欄は、変更した理由を簡略に記載する。

(例) 社名変更による

設置者の変更による

占有者（使用者）の変更による

(13) 譲渡又は引渡届

ア 届出者は、譲渡又は引渡後（新）の設置者により届出すること。

イ 譲渡又は引渡届出書の、譲渡又は引渡を受けた者の欄は、譲渡又は引渡後（新）の設置者の住所及び氏名等について記載する。

ウ 譲渡又は引渡届出書の、譲渡又は引渡をした者の欄は、譲渡又は引渡前（旧）の設置者の住所及び氏名等について記載する。

エ 譲渡又は引渡届出書の理由の欄は、その理由を簡略に記載する。記載方法については、(12)の変更の理由に同様とする。

オ 譲渡又は引渡を証明する契約書等の書類を添付する。

## 危険物保安監督者選解任の届出

### 1 届出の義務

- (1) 法第13条第2項の規定に基づく選任であること。
- (2) 政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等以外のものであること。  
(い)

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置者又は占有者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された様式第17の2（第16条の2関係）の届出書による。  
ア 危険物取扱責任者選任解・任届出書  
イ 実務経験証明書を添付（規則第16条、様式第19）  
ウ 危険物取扱者免状のコピー（裏表）を添付

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市 ○○○○ と記載する。
- (2) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(電話) ○○○○(○○)○○○○  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。(い)
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (7) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)
- (8) 区分選任の欄には、選任した者の氏名及び危険物取扱者免状の種類並びに選任年月日を記載する。  
(例) 危険物取扱者 ○○○○  
免状の種類 ○種○類  
選任年月日 平成○○年○○月○○日
- (9) 区分解任の欄には、解任した者の氏名及び解任年月日を記載し、危険物取扱者免状の種類欄は斜線を入れること。記載方法については、選任した者に同様とする。

## 危険物取扱責任者選解任の届出

### 1 届出の義務

- (1) 規則第16条の2の規定に基づく選任であること。
- (2) 政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等であること。  
ア 危険物保安監督者を選任しなければならない危険物製造所等以外のものであること。（い）

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置者又は占有者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された様式第17の2（第16条の2関係）の届出書による。  
ア 危険物取扱責任者選任・解任届出書（い）  
イ 危険物取扱者免状のコピー（裏表）

### 3 記載要領

- (1) 申請先の欄は、稲沢市 ○○○○ と記載する。
- (2) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (住所) ○○市○○町○○番地  
(電話) ○○○○(○○)○○○○  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (3) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (4) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。（い）
- (5) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。  
(例) 貯蔵所
- (6) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。  
(例) 屋内貯蔵所
- (7) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。（い）
- (8) 区分選任の欄には、選任した者の氏名及び危険物取扱者免状の種類並びに選任年月日を記載する。  
(例) 危険物取扱者 ○○○○  
免状の種類 ○種○類  
選任年月日 平成○○年○○月○○日
- (9) 区分解任の欄には、解任した者の氏名及び解任年月日を記載し、危険物取扱者免状の種類欄は斜線を入れること。記載方法については、選任した者に同様とする。

## その他の危険物製造所等の届出等

### 1 届出の種類

危険物の規制に関し、法、政令、規則等で定める申請及び届出

- (1) 予防規程の認可申請
- (2) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請
- (3) 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請危険物の品名、数量、倍数の変更の届出
- (4) 危険物製造所等の譲渡又は引渡の届出
- (5) 危険物製造所等の廃止の届出
- (6) 危険物製造所等の事故発生の届出
- (7) 軽微な工事等届出
- (8) 火気使用工事の届出
- (9) 危険物製造所等の休止又は再開の届出
- (10) 危険物製造所等許可申請取下願

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として変更後の設置者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市長
- (3) 届出（申請）方法  
省令及び規則により指定された届出書等による。

### 3 記載要領

- (1) 表題に製造所、貯蔵所、取扱所又は住所、氏名、名称の欄を有する場合は、本申請に該当するものを○で囲むこと。
 

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| (例) | 住所                      |
|     | 危険物設置者等 <u>氏名</u> 廃止届出書 |
|     | 名称                      |
- (2) 申請先の欄は、稲沢市長 ○○○○ と記載する。
- (3) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注及び備考により記載し、社印及び代表者印を押印すること。
 

|     |      |                |
|-----|------|----------------|
| (例) | (電話) | ○○○○ (〇〇) ○○○○ |
|     | (住所) | ○○市○○町○○番地     |
|     | (氏名) | ○○工業株式会社       |
|     |      | 代表取締役 ○○○○印    |
- (4) 設置者の住所、氏名の欄は、設置者の住所、氏名を記載する。記載方法については、届出者に同様とする。
- (5) 設置場所の欄は、危険物製造所等のある場所（地番）を記載する。(い)
- (6) 製造所等の別の欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の該当するいずれかの別を記載する。
 

|     |     |
|-----|-----|
| (例) | 貯蔵所 |
|-----|-----|
- (7) 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、政令第2条及び第3条に規定する貯蔵所又は取扱所の区分を記載する。
 

|     |       |
|-----|-------|
| (例) | 屋内貯蔵所 |
|-----|-------|
- (8) 設置の許可年月日及び番号の欄は、危険物製造所等を設置した時の年月日及び許可番号を記載する。(い)



- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (9) 完成検査年月日及び番号の欄は、設置し、危険物製造所等が完成した時の年月日及び完成番号を記載する。(い)
- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
- (10) 類、品名、最大数量及び指定数量の倍数の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。ただし、指定数量が不明確な場合は備考4によること。(い)
- (例) 第4類 第2石油類 1,000ℓ  
第3石油類 1,000ℓ  
(指定数量の倍数) 1.5倍
- (11) 申請及び届出の理由及び内容等の欄は、申請及び届出の内容を簡略に記載する。
- ア 申請及び届出の内容により、必要に応じて証明書類及び関係図面等を添付する。
- イ 必要な図面とは、該当する危険物製造所等の位置、構造及び設備、計画等に等に関する図面
- (12) 着工、完了予定期日の欄は、設置し、着工しようとし、又は完了等の予定期日の年月日を記載する。(い)
- (例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 少量危険物等の届出

### 1 届出の種類

- (1) 少量危険物貯蔵取扱いの設置又は廃止の届出書
- (2) 指定可燃物貯蔵取扱いの設置又は廃止の届出書

### 2 届出

- (1) 届出者  
届出をしようとする者（原則として設置又は変更しようとする者）
- (2) 届出（申請）先  
稲沢市消防長
- (3) 届出（申請）方法  
火災予防条例により指定された届出書等による。（い）
- (4) 届出時期  
貯蔵又は取扱いに先立って、あらかじめ届け出る。

### 3 記載要領

- (1) 表題の少量危険物等の貯蔵取扱いの設置等の欄は、本届出に該当するものを○で囲むこと  
(例) 少量危険物 設置  
貯蔵取扱い 届出書  
指定可燃物 変更
- (2) 申請先の欄は、稲沢市消防長 ○○○○ と記載する。
- (3) 届出者の欄は、届出者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、注1により記載し、社印及び代表者印を押印すること。  
(例) (電話) ○○○○ (○○) ○○○○  
(住所) ○○市○○町○○番地  
(氏名) ○○工業株式会社  
代表取締役 ○○○○印
- (4) 貯蔵取扱い場所の欄は、貯蔵し、又は取扱おうとする場所又は現にある場所（地番）を記載する。
- (5) 類、品名、最大数量の欄は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を記載する。（い）  
(例) 第4類 第1石油類（塗料） 100ℓ  
第2石油類（シンナー） 200ℓ
- (6) 貯蔵取扱い場所の位置、構造及び設備の概要の欄は、具体的に記載する。  
(例) 敷地の南東位置にコンクリート造スレート葺きの屋内貯蔵庫を設置する。屋内貯蔵庫の面積は10㎡で、周囲に空地を1m以上あける。
- (7) 貯蔵取扱い方法の概要の欄は、具体的に記載する。  
(例) 屋内貯蔵庫では、塗装で使う容器入りの危険物を貯蔵する。
- (8) 危険物タンクの欄は、危険物を収納するタンクを有する場合のみ記載する。  
(例) (種類) 屋外貯蔵タンク (形状) 円筒縦置  
(容量) 500ℓ (板厚) 2.6mm
- (9) 消防用設備等の概要の欄は、危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする場所に設置する消防用設備等（種類及び設置個数等）を記載する。（い）  
(例) ABC粉末消火器10型1本
- (10) その他必要な事項には、標識掲示板の有無等を記載する。

別添 2

確認を要しない変更工事等の具体的な例示

1 変更工事の区分

変更工事は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」に区分する。

2 取替等の定義

- (1) 「増設」とは、危険物製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。(い)
- (2) 「移設」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。(い)
- (3) 「改造」とは、現に存する危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。(い)
- (4) 「取替」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。(い)
- (5) 「補修」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。(い)
- (6) 「撤去」とは、危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該危険物製造所等外に搬出することをいう。(い)

3 具体的例示（共通事項）

| 構造、設備等の名称           | 確認を要する変更工事     | 確認を要しない変更工事届 | 備考（確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）   |
|---------------------|----------------|--------------|---|
| 1 建築物及び工作物          |                |              |   |
| （建築物）               |                |              |   |
| 屋根（キャノピー含む。）、壁、床、梁等 |                | 補修           |   |
| 防火上重要でない間仕切壁        | 増設、移設、改造<br>撤去 | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の壁の構造基準に変更がないこと。</li> <li>・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の変更工事届の範囲を除く。）。</li> </ul> |
| 内装材                 |                | 取替、補修、撤去     |   |
| 防火設備                |                | 取替、補修        |   |
| ガラス・窓・窓枠            |                | 取替、補修        |   |
| 階段                  |                | 取替、補修        |   |
| （工作物）               |                |              |   |
| 保安距離、保有空地の代替措置の塀・隔壁 |                | 補修           |   |
| 架構                  |                | 補修           |   |
| 配管、設備等の支柱・架台、耐火措置   | 取替             | 補修           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと。</li> <li>・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法等に変更がないこと。</li> </ul>                    |
| 歩廊、はしご              |                | 取替、補修        |   |
| （保有空地）              |                |              |   |
| 植栽                  | 増設、移設、改造       | 取替、補修、撤去     | ・保有空地に係る基準に変更がないこと。   |
| 2 タンク等              |                |              |   |
| （基礎等）               |                |              |   |
| 犬走り・法面・コンクリートリング    | 補修             |              | ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの   |
| 地下タンク上部スラブ          | 補修             |              | ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの   |

| 構造、設備等の名称                                  | 確認を要する変更工事  | 確認を要しない変更工事届      | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)                               |
|--|-------------|-------------------|---|
| (構造等)                                      |             |                   |   |
| 屋根支柱・ラフター・ガイドポール等                          | 補修          |                   | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。  |
| 屋外タンクの支柱の耐火措置                              |             | 取替、補修             |   |
| 階段・はしご・手摺り等                                | 取替          | 補修                | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。  |
| (タンク・関連設備等)                                |             |                   |   |
| タンク元弁                                      |             | 取替、補修             |   |
| 通気管(地上部分に限る。)                              | 取替          | 補修                |   |
| サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものを除く。) | 取替          | 補修                | ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。<br>・危険物の取扱いに変更がないこと。<br>・加熱の状態、方法等に変更がないこと。 |
| サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものに限る。) |             | 取替、補修             |   |
| 内面コーティング(屋外貯蔵タンクを除く。)                      | 増設、移設、改造、撤去 | 取替、補修             | ・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適正でないもの<br>・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。            |
| 雨水浸入防止措置                                   |             | 増設、移設、改造、取替、補修、撤去 |   |
| 地下貯蔵タンクの直上液面計                              |             | 取替、撤去             |   |
| 地下貯蔵タンクの漏洩検知管                              |             | 取替                |   |
| 地下貯蔵タンクの漏洩検知装置                             | 取替          | 取替                |   |
| タンクにマンホール新設                                |             |                   | ・変更許可とする。   |
| 3 危険物設備等                                   |             |                   |   |
| (配管等)                                      |             |                   |   |
| 配管(地下配管から地下配管への取替)                         |             |                   | ・変更許可とする。   |
| 配管(地下配管・移送取扱所を除く。)                         | 取替、補修、撤去    |                   | ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。<br>・危険物の取扱いに変更がないこと。                        |
| 配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接合されるものに限る。)         | 補修、撤去       | 取替                |   |

| 構造、設備等の名称                              | 確認を要する変更工事 | 確認を要しない変更工事届 | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)  |
|--|------------|--------------|--|
| 配管(地下埋設配管から地上配管又はピット配管への変更)            |            |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更許可とする。</li> <li>・地上配管又はピット配管から地下埋設配管への変更の同様</li> </ul>                 |
| 配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。) | 増設、移設、改造   | 取替、補修、撤去     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> </ul>               |
| 配管からの取り出し口                             |            |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設は変更許可とする。</li> </ul>   |
| 配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る。)              |            | 取替、補修        |  |
| 配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものを除く。)              | 取替         | 補修           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱媒体となる物質に変更がないこと。</li> </ul>   |
| 配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます              |            | 取替、補修        |  |
| 漏洩点検口(移送取扱所)                           |            | 取替、補修        |  |
| 漏洩検知装置(移送取扱所)                          | 取替         | 補修           |  |
| 配管に設けられる弁(移送取扱所を除く。)                   | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> </ul>  |
| (機器等)                                  |            |              |  |
| ポンプ設備(移送取扱所を除く。)                       | 取替、撤去      | 補修           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> <li>・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。</li> </ul> |
| 熱交換器                                   | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> </ul>  |
| 熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く。)、散水設備等           |            | 取替、補修        |  |
| 攪拌装置(電動機を除く。)                          | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> </ul>  |
| 炉材                                     |            | 取替、補修        |  |
| 反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)                    |            | 取替、補修        |  |
| 加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。)           | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。</li> </ul>                                    |
| 波返し・とい・受け皿等飛散防止装置                      | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。</li> </ul>                                 |
| ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)       | 取替、撤去      | 補修           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。</li> </ul>                            |
| ローラーコンベアー等危険物輸送設備(電動機を除く。)             | 撤去         | 取替、補修        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと。</li> </ul>  |
| 可燃性ガス回収装置                              | 取替、撤去      | 補修           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。</li> </ul>   |

| 構造、設備等の名称  | 確認を要する変更工事         | 確認を要しない変更工事届 | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)                                 |
|--|--------------------|--------------|---|
| 保温(冷)材(屋外貯蔵タンクのタンク本体に係るものを除く。)                                       | 撤去                 | 取替、補修        | ・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増やさないこと。                               |
| 排出設備(ダクト等を含む。)   | 取替                 | 補修           | ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。                                 |
| 換気設備(ダクト等を含む。)   |                    | 取替、補修        |   |
| 排出及び換気メッシュ   |                    | 取替、補修        |   |
| 電気防食設備   |                    | 取替、補修        |   |
| 〈制御装置・安全装置〉  |                    |              |   |
| 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備  | 増設、移設、改造           | 取替、補修、撤去     | ・危険物の取扱いに変更がないこと。<br>・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと。                   |
| 安全弁・破裂板等安全装置   |                    | 取替、補修        |   |
| 温度・圧力・流量等の調節等を行う制御装置(駆動源・予備動力源等を含む。)                                 | 取替                 | 補修           | ・危険物の取扱いに変更がないこと。   |
| 緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)<br>・反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。) | 取替                 | 補修           | ・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。  |
| 地下タンクのマンホールプロテクター  | 増設、移設、改造、<br>取替、撤去 | 補修           | ・上部スラブの変更を伴わないこと。   |
| 4 防油提及び排水設備等   |                    |              |   |
| 〈防油提〉  |                    |              |   |
| 防油提(仕切提を含む。)   | 補修                 |              | ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの<br>・配管等の変更を伴わないこと。                          |
| 防油提水抜弁   | 増設、移設、改造、<br>撤去    | 取替、補修        | ・水抜弁を複数にすること。<br>・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。<br>・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。 |
| 防油提水抜弁の開閉表示装置  | 増設、移設、改造、<br>撤去    | 取替、補修        | ・水抜弁の開閉表示を複数にすること。<br>・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること。                   |
| 防油提の階段(防油提と一体構造のもの)  | 取替                 | 撤去           | ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。<br>・省令22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。                |
| 防油提の階段(防油提と一体構造でないもの)  | 増設、移設、改造、<br>撤去    | 取替、補修        | ・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。<br>・省令第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。               |

| 構造、設備等の名称   | 確認を要する変更工事  | 確認を要しない変更工事届 | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例) |
|---|-------------|--------------|-------------------------------------|
| 〈排水溝等〉  |             |              |                                     |
| 排水溝・ためます・油分離槽・囲い等                                     | 取替          | 補修           |                                     |
| 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面<br>(地下タンクの上スラブを除く。)         |             | 補修           |                                     |
| 5 電気設備等   |             |              |                                     |
| 電気設備  | 増設、移設、改造、撤去 | 取替、補修        | ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。 |
| 照明、配線、分電盤、スイッチ等                                       |             | 取替、補修        |                                     |
| 避雷設備  |             | 取替、補修        |                                     |
| 静電気除去装置   |             | 取替、補修        |                                     |
| 6 消火設備及び警報設備  |             |              |                                     |
| 〈消火設備〉  |             |              |                                     |
| ポンプ・消火薬剤タンク   | 取替          | 補修           |                                     |
| 1～3種消火設備(散水、水幕設備を含む。)の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等(泡ヘッドを除く。) | 取替          | 補修           |                                     |
| 1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等                                |             | 取替、補修        |                                     |
| 第4・5種消火設備   | 増設、移設、改造    | 取替、補修        | ・自主設置に係るもの                          |
| 消火薬剤  |             | 取替           |                                     |
| 〈警報設備〉  |             |              |                                     |
| 警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)                            | 増設、移設、改造    | 取替、補修        | ・警戒区域に変更がないこと。                      |
| 自動火災報知設備の受信機  |             | 取替、補修        |                                     |
| 自動火災報知設備の感知器  |             | 取替、補修        |                                     |
| 7 その他   |             |              |                                     |
| 標識・掲示板  | 増設、移設、改造    | 取替、補修        | ・自主的に増設するもの                         |

3 具体的例示（施設別事項）

| 構造、設備等の名称                                      | 確認を要する変更工事         | 確認を要しない変更工事届         | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)                      |
|--|--------------------|----------------------|--|
| <b>【一般取扱所】</b>                                 |                    |                      |  |
| ボイラー・炉等のバーナーノズル                                |                    | 取替、補修                | ・ボイラー本体の取替は、変更許可とする。                                     |
| 塗装機噴霧ノズル・ホース等                                  |                    | 取替、補修                |  |
| 運搬容器の充てん設備（固定注油設備）                             | 撤去                 | 取替、補修                | ・危険物の取扱いに変更がないこと。  |
| 分析計（キュービクル内取付を含む。）「分析計(例)サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等」 |                    | 取替、補修、撤去             |  |
| 作業用広報設備（スピーカー）                                 |                    | 増設、移設、改造<br>取替、補修、撤去 |  |
| 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所のポンプ設備                         | 取替                 |                      | ・ホース長に変更がないこと。   |
| <b>【屋内貯蔵所】</b>                                 |                    |                      |  |
| ラック式以外の棚                                       |                    | 取替、補修、撤去             |  |
| ラック式棚  | 取替                 | 補修                   | ・耐震計算等に変更がないこと。  |
| 冷房装置等  | 取替                 | 補修                   | ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと。                      |
| <b>【屋外タンク貯蔵所】</b>                              |                    |                      |  |
| タンク本体  | 取替                 |                      | ・容量等に変更がないこと。  |
| 可とう管継手（認定品）                                    |                    | 取替                   |  |
| 可とう管継手（認定品以外）                                  | 取替                 |                      | ・管径、経路の変更がないこと。  |
| ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）                           | 取替                 | 補修                   | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。                               |
| ポンツーン  | 補修                 |                      | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。                               |
| 浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）                      |                    | 取替、補修                |  |
| 浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）                          | 取替                 | 補修                   | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。                               |
| ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）                             | 取替                 | 補修                   | ・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。                               |
| 保温（冷）材   |                    | 取替、補修                |  |
| 流出危険物自動検知警報装置                                  |                    | 取替、補修                |  |
| コーティング   | 増設、移設、改造、<br>取替、撤去 | 補修                   | ・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの<br>・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと。 |
| <b>【屋内タンク貯蔵所】</b>                              |                    |                      |  |
| 出入口の敷居   |                    | 取替、補修                |  |



| 構造、設備等の名称                   | 確認を要する変更工事 | 確認を要しない変更工事届   | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例)                          |
|-----------------------------|------------|----------------|--|
| <b>【簡易タンク貯蔵所】</b>           |            |                |  |
| 固定金具                        |            | 取替、補修          |  |
| <b>【移動タンク貯蔵所】</b>           |            |                |  |
| タンク乗せ替え(車両入替)               |            |                | ・変更許可とする。  |
| 底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置             |            | 補修             |  |
| マンホール・注入口のふた                |            | 取替、補修          |  |
| マンホール部の防熱・防塵カバー             |            | 取替、補修          |  |
| 品名数量表示板                     | 移設         | 増設、改造、取替<br>補修 | ・自主的に設置するもの  |
| Uボルト                        |            | 取替、補修          |  |
| 可燃性蒸気回収ホース                  |            | 取替、補修          |  |
| 注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。)(積載式以外) |            | 取替、補修          |  |
| 箱枠                          | 取替、補修      |                | ・箱枠の溶接線補修であること。<br>・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。              |
| 積載式の移動貯蔵タンクの追加              | 増設         |                | ・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク<br>・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。 |
| <b>【屋外貯蔵所】</b>              |            |                |  |
| 周囲の柵                        |            | 取替、補修          |  |
| ラック式棚                       | 取替         | 補修             | ・耐震計算等に変更がないこと。  |
| 固体分離槽                       | 取替         | 補修             |  |
| シート固着装置                     |            | 取替、補修          |  |
| <b>【給油取扱所】</b>              |            |                |  |
| (工作物)                       |            |                |  |
| 防火塀                         |            | 補修             | ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの                                      |
| 犬走り、アイランド等                  |            | 補修             | ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの                                      |
| サインポール・看板等(電気設備)            | 増設、移設、改造   | 取替、補修、撤去       | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。                                 |
| 日除け等(キャノピーを除く。)             | 増設、移設、改造   | 取替、補修、撤去       | ・上屋の面積に変更のないこと。  |
| (給油機器等)                     |            |                |  |
| 給油量表示装置                     | 増設、移設、改造   | 取替、補修、撤去       | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。                                 |
| カードリーダー等省力機器                | 増設、移設、改造   | 取替、補修、撤去       | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。                                 |
| 通気管のガス回収装置                  |            | 取替、補修、撤去       |  |

| 構造、設備等の名称                         | 確認を要する変更工事  | 確認を要しない変更工事届 | 備考(確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例) |
|-----------------------------------|-------------|--------------|-------------------------------------|
| タンクローリー用アースターミナル                  | 増設、移設、改造、撤去 | 取替、補修        |                                     |
| 固定給油(注油)設備(認定品に限る。) ※1            | 改造、撤去       | 取替、補修        | ・ホース長の変更がないこと。                      |
| (その他の設備機器等)                       |             |              |                                     |
| 混合燃料油調合器・蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等 ※2     | 取替、撤去       | 補修           | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。        |
| 自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)      | 増設、移設、改造    | 取替、補修、撤去     | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。        |
| セールスルーム(ショップを含む。)内の電気設備・給排水設備     | 増設、移設、改造    | 取替、補修、撤去     | ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。        |
| セルフ給油取扱所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具       |             | 取替、補修        |                                     |
| 【販売取扱所】                           |             |              |                                     |
| 延焼防止用のそで壁・庇・垂れ壁(い)                | 取替          | 補修           |                                     |
| 棚                                 |             | 取替、補修、撤去     |                                     |
| 【移送取扱所】                           |             |              |                                     |
| 土盛り等漏えい拡散防止設備                     |             | 取替、補修        |                                     |
| 衝突防護設備                            |             | 取替、補修        |                                     |
| ポンプ設備                             | 補修          |              |                                     |
| 切替弁・制御弁等                          |             | 取替、補修        |                                     |
| 緊急遮断弁                             | 取替          | 補修           |                                     |
| ピグ取扱装置                            | 取替          | 補修           |                                     |
| 感震装置                              | 取替          | 補修           |                                     |
| 船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー | 改造、撤去       | 取替、補修        | ・ボルトにより取付可能なもの                      |
| 巡回監視車                             |             | 取替、補修        |                                     |

(い)

※1 固定給油設備等の取替について、以下のものについては当該「取替」に該当しない。

- ① 固定給油設備等の給油ホースの長さを変更する工事
- ② 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
- ③ ホーススライド機能の追加工事
- ④ 固定給油設備等の外装を大きくする工事等に伴い、危険場所が変更前より拡大される工事
- ⑤ 固定給油設備等の給油ホースの数を変更する工事
- ⑥ 油種判定機能の追加工事又は削除工事固定給油設備等
- ⑦ エアパーバリアによる可燃性蒸気流入防止装置のない固定給油設備等から、可燃性蒸気流入防止装置のある固定給油設備等に変更する工事

※2 門型洗車機の取替工事に併せ、確認を要する変更工事に以下の工事を行うことができる。

- ① レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事
- ② 洗車機に電光掲示板を設置する工事(危険場所範囲外に設けるものに限る。)

ただし、工事内容が技術基準の内容と関係のないもの又は技術基準の内容と関係があっても保安上影響を及ぼさないものに限られる。(い)

4 危険物製造所等の構造・設備の変更を伴わないもの(その他)(い)

資料の提出を要する軽微な変更工事

【その他構造又は設備の変更を目的としない工事の取扱い】

- ・移動タンク貯蔵所で同一敷地内において屋外から屋外又は屋内から屋外へ常置場所の変更
- ・給油取扱所で計量機の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付、これに伴う代替計量機に一時的な新設及び撤去の一連工事
- ・給油取扱所で駐車場の設置

【他の手続に付随して行う変更】(い)

- ・第2章、第1、1、(3)、ア、(イ)による共通防油堤の代表タンクへの変更  
第1、1、(3)、ア、(ウ)による共通防油堤の代表タンクへの変更  
第1、1、(3)、ア、(ウ)に掲げる配管設備を完成検査後代表タンクの附属とする場合  
第1、1、(3)、エただし書に掲げる敷地内距離に係る防火塀等を完成検査後最長の屋外タンク貯蔵所の附属とする場合

### 別添3

#### 稲沢市消防本部危険物製造所等における複数の変更工事に係る許可申請等の手続（い）

危険物製造所等において、危険物製造所等の位置、構造及び設備を改修する場合は、当該危険物製造所等の変更工事が法第10条第4項に基づく技術上の基準に適合し、法第11条第1項に基づく市町村長等の許可を受けなければならない。

一方、変更工事期間中の当該危険物製造所等は、法第11条第5項に基づく市町村長が交付する完成検査済証交付まで使用できなくなるため、法第11条第5項ただし書に基づく仮使用の承認を受け使用できるものと規定している。

しかし、変更工事の形態により、複数の変更工事を同時期に行う場合、又、変更工事内容によっては工事の変更を止むを得ず行わなければならない事態も起こりうる。

このため、安全性が損なわれない状態を維持できる場合に限り、下記のとおり変更許可申請及び仮使用承認申請並びに完成検査申請により、速やかなる変更工事に係る完成検査済証の交付を行い完了させるものとする。（い）

#### 記

##### 1 複数の変更工事を工事期間が重複して変更工事する場合

複数の変更工事が工事期間を重複して個別に申請された場合は、個別に完成検査を行う。

ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分の完成検査を行い、残る工事期間中先に完成した部分を仮に使用して工事を継続する場合は、改めて仮使用承認申請の提出を要する。

残る工事部分完了後、完成検査を行う。

なお、同時期に工事が完了した場合は、1件の完成検査として検査しても差し支えない。

#### 例示

○ 工事部分A、工事部分B、工事部分以外C

工事部分A

A変更許可（仮使用C） → A完成（完成検査）

工事部分B

B変更許可（仮使用C） → B完成（完成検査）※ B先に完成

ただし書 工事部分B完成后、Bを仮使用する場合は、新たにB・Cの仮使用承認申請を行う。（い）

##### 2 複数の変更工事を工事期間が重複せずに変更工事する場合

複数の変更工事が工事期間を重複せずに個別に申請された場合は、個別に完成検査を行う。ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分の完成検査を行い、残る工事期間中先に完成した部分を仮に使用して工事を継続する場合は、改めて仮使用承認申請の提出を要する。

残る工事部分完了後、完成検査を行う。

#### 例示

○ 工事部分A、工事部分B、工事部分以外C

工事部分A

A変更許可（仮使用C） → A完成（完成検査）※ A先に完成

工事部分B

B変更許可（仮使用C） → B完成（完成検査）

ただし書 工事部分A完成后、Aを仮使用する場合は、A・Cについて仮使用承認申請を行う。（い）

##### 3 複数の変更工事を1の許可として変更工事する場合

複数の変更工事を、1の許可として変更工事する場合は、1の完成検査を行う。ただし、工事完了時期がずれ、先に完成した部分を使用する場合は、先に完成した部分だけ完成検査を行う。

残る部分のへ工事については、新たな工事部分として新たな変更許可申請及び先に完成した部分を仮に使用する範囲として仮使用承認申請により工事を継続する。

残る工事部分の工事完了後、完成検査を行う。

#### 例示

○ 工事部分A、工事部分B、工事部分以外C

工事部分A・B

A B変更許可（仮使用C） → A B完成（完成検査）  
 ただし書  
 A B変更許可（仮使用C） → A完成（完成検査）  
 A完成後B変更許可（仮使用A・C）  
 → B完成（完成検査）（い）

#### 4 設置許可に対する完成検査

設置許可工事で、変更がない場合は設置完成検査行う。

ただし、許可中、計画変更等が生じた場合は、変更許可を行い、工事完了後、設置許可に対する完成検査を行う。

例示

- 計画変更なしの場合  
 設置許可 → 設置完成（完成検査）
- 計画変更ありの場合  
 設置許可 → （計画変更） → 設置完成検査  
 変更許可（設置変更） → 工事完了

#### 5 変更許可に対する完成検査（1）

変更許可の工事を実施中、計画変更等が生じた場合は、変更許可に対し新たに変更許可（変更変更）を行う。

工事完了後、元変更許可に対し完成検査を行う。

例示

- 工事部分A、工事部分以外B  
 計画変更なしの場合  
 A変更許可（B仮使用） → A変更完成検査
- 計画変更ありの場合  
 A変更許可（B仮使用） → （計画変更） → A変更完成検査  
 A変更許可の変更許可（仮使用） → 工事完了

#### 6 変更許可に対する完成検査（2）

変更許可の工事実施中、計画変更等が生じたため、変更許可に対し新たに変更許可（変更変更）を行ったが、再度、変更が生じたため新たな変更許可（変更変更の変更）を行う。

完成検査は、工事完了後、元の変更許可に対し完成検査を行う。

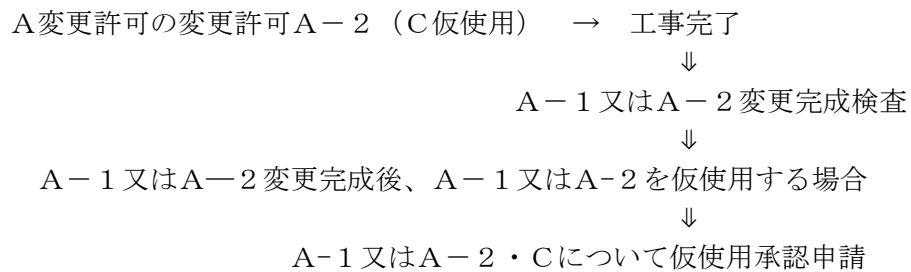
ただし、仮に使用する範囲が異なる場合は、新たな変更許可に併せ仮使用承認申請を行う。この場合、工事部分が完成した場合は、完成検査を行うことができる。完成部分及び残る工事範囲については、新たな仮使用承認申請を行うものとする。

例示

- 工事部分A、工事部分以外C  
 計画変更なしの場合  
 A変更許可（B仮使用） → A変更完成検査
- 計画変更ありの場合  
 A変更許可（B仮使用） → （計画変更） → A変更完成検査  
 A変更許可の変更許可A-1（C仮使用） → 工事完了  
 A変更許可の変更許可A-2（C仮使用） → 工事完了

ただし書

A変更許可（B仮使用） → （計画変更） → A変更完成検査  
 A変更許可の変更許可A-1（C仮使用） → 工事完了



7 複数の申請に対する同時完成検査

複数の変更許可を受けている一つの危険物製造所等で、同時に完成検査を受ける場合は、1件の完成検査申請として取り扱えるものとし、当該完成検査申請書の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、当該同時完成に係る全ての許可年月日及び許可番号を連記すること。(い)

## 別添 4

### 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等 (い)

- 1 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない製造所等は、次のとおりとする。
  - (1) 危険物保安監督者の選任を必要とする製造所等は、政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める製造所等以外の製造所等
  - (2) 危険物取扱責任者の選任を必要とする製造所等は、政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める製造所等
- 2 危険物の規制に関する政令第31条の2の製造所等
  - (1) 屋内貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）(い)
  - (2) 地下タンク貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）(い)
  - (3) 屋内タンク貯蔵所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの(い)
  - (4) 簡易タンク貯蔵所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの(い)
  - (5) 屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの(い)
  - (6) 第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱うもの(い)
  - (7) 次に掲げるで、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱うものに限る。）(い)
    - ア ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの(い)
    - イ 危険物を容器に詰め替えるもの（小口詰替の一般取扱所）(い)
- 3 稲沢市危険物取扱責任者選任又は解任の届出書
  - (1) 規則第16条の2による届出の手續によること。(い)
  - (2) 届出書の様式は、様式第17の2によること。
    - ア 届出書は、2部提出であること。
    - イ 危険物取扱者免状の写しを添付すること。
- 4 危険物取扱責任者の選任資格要件
  - (1) 貯蔵し、又は取り扱おうとする危険物を取り扱うことができる危険物取扱者免状の資格を有すること。
  - (2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。

危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等 (い)

| 危険物の種類                        | 第4類の危険物       |       |               |       | 第4類以外の危険物     |               |
|-------------------------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|---------------|
|                               | 指定数量の倍数が30倍以下 |       | 指定数量の倍数が30倍超え |       | 指定数量の倍数が30倍以下 | 指定数量の倍数が30倍超え |
| 貯蔵又は取り扱う危険物の数量                | 40度以上         | 40度未満 | 40度以上         | 40度未満 |               |               |
| 貯蔵又は取り扱う危険物の引火点<br>危険物製造所等の区分 |               |       |               |       |               |               |
| 製造所                           | ○             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 屋内貯蔵所                         | △             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 屋外タンク貯蔵所                      | ○             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 屋内タンク貯蔵所                      | △             | ○     | △             | ○     | ○             | ○             |
| 地下タンク貯蔵所                      | △             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 簡易タンク貯蔵所                      | △             | ○     | △             | ○     | ○             | ○             |
| 移動タンク貯蔵所                      | △             | △     | ○             | ○     | △             | ○             |
| 屋外貯蔵所                         | △             | △     | ○             | ○     | △             | ○             |
| 給油取扱所                         | ○             | ○     | ○             | ○     | △             | ○             |
| 第一種販売取扱所                      | △             | ○     | △             | ○     | ○             | ○             |
| 第二種販売取扱所                      | △             | ○     | △             | ○     | ○             | ○             |
| 移送取扱所                         | ○             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 一般取扱所                         | ○             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 装置等で危険物を消費するもの                | △             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |
| 危険物を容器に詰め替えるもの                | △             | ○     | ○             | ○     | ○             | ○             |

(い)



(注) ○は、危険物保安監督者を選任しなければならない危険物製造所等 (い)  
△は、危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等 (い)

不燃材料と耐火構造

1 不燃材料については、下記のとおりとする。

- (1) 建基法に定めるガラス以外の不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の建基令で定める性能をいう。に関して建基令で定める技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。  
(建基法第2条第9号)
- (2) 鉄板は不燃材料に含まれる。(S35.5.14国消乙予発第31号質疑)
- (3) 不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したのみでは、不燃材料とはならない。  
(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- (4) 亜鉛鉄板は鉄鋼に含まれる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- (5) 木毛セメント板25mm両面にフレキシブルシートを3mm張った合計31mmのサンドイッチパネルは危険物製造所等の壁体で使用できる。(S43.4.10消防予第106号質疑)(い)
- (6) 厚さ4mmの石綿セメント板と18mmの木毛セメント板を張り合わせたものは、不燃材と同等以上と認められる。(S47.10.31消防予第173号質疑)(い)
- (7) 材質が商品名で記入され、不燃材料又は耐火構造として判断しがたいものは、国土交通省の認定番号を記載すること。

1 建築物の耐火構造

| 建築物の部分                    | 壁   |     |             |                  | 柱   | 床   | はり  | 屋根<br>階段 |
|---------------------------|-----|-----|-------------|------------------|-----|-----|-----|----------|
|                           | 間仕壁 | 外壁  |             |                  |     |     |     |          |
|                           |     | 耐力壁 | 非耐力壁        |                  |     |     |     |          |
|                           |     |     | 延焼のおそれのある部分 | 延焼のおそれのある部分以外の部分 |     |     |     |          |
| 建築物の階                     |     |     |             |                  |     |     |     |          |
| 最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階 | 1時間 | 1時間 | 1時間         | 30分              | 1時間 | 1時間 | 1時間 | 30分      |
| 最上階から数えた階数が5以上で14以内の階     | 2時間 | 2時間 | 1時間         | 30分              | 2時間 | 2時間 | 2時間 |          |
| 最上階から数えた階数が15以上の階         | 2時間 | 2時間 | 1時間         | 30分              | 3時間 | 2時間 | 3時間 |          |

2 耐火構造の適合仕様・壁・柱・はり・床・屋根・階段

(平成12年建設省告示第1399号)

(単位：cm)

| 部材 | 構造                                  | 材料                           | 耐火時間       |         |           | 備考                               |             |
|----|-------------------------------------|------------------------------|------------|---------|-----------|----------------------------------|-------------|
|    |                                     |                              | 1時間        | 2時間     | 3時間       |                                  |             |
| 壁  | 鉄筋コンクリート造・鉄骨<br>コンクリート造<br>tは、かぶり厚さ | 鉄筋・鉄骨<br>コンクリート              | t=—<br>B=7 | —<br>10 | /         | t・Bにはモルタル・プラスター等の仕上げを含む。<br>以下同様 |             |
|    | 鉄骨造+ラス・モルタル造                        | ラス・モルタル                      | t=3        | 4       |           | /                                | 塗下地が不燃材料とする |
|    |                                     | コンクリートブロック                   | t=4        | 5       |           |                                  |             |
|    |                                     | ラスパ <sup>°</sup> ーライトモルタル等   | t=—        | 3.5     |           |                                  |             |
|    | 補強コンクリート製ブロック                       | 鉄材<br>コンクリートブロック<br>れんが・石    | t=4<br>B=5 | 5<br>8  |           | /                                |             |
|    | 軽量気泡コンクリート製パネル                      | 軽量気泡コンクリート製パネル               | B=—<br>7.5 | 7.5     |           |                                  |             |
|    |                                     | 石造・れんが造                      | B=7        | —       | 鉄材補強のないもの |                                  |             |
| 柱  | 鉄筋コンクリート造・鉄骨<br>鉄筋コンクリート造           | 鉄骨・鉄筋コンクリート                  | t=—<br>B=— | 5<br>25 | 6<br>40   |                                  |             |
|    | 鉄骨造+防火被覆                            | 鉄骨ラス・モス                      | t=4<br>B=— | 6<br>25 | 8<br>40   | /                                |             |
|    |                                     | 鉄骨・れんが等                      | t=5<br>B=— | 7<br>25 | 9<br>40   |                                  |             |
|    |                                     | 鉄骨・鉄鋼パ <sup>°</sup> ーライトモルタル | t=—<br>B=— | 4<br>25 |           |                                  |             |
| はり | 鉄筋コンクリート造・鉄骨<br>鉄筋コンクリート造           | 鉄筋・鉄骨<br>コンクリート              | t=—<br>B=— | 5<br>—  | 6<br>—    |                                  |             |
|    | 鉄骨造+防火被覆                            | 鉄骨ラス・モルタル                    | t=4        | 6       | 8         |                                  |             |
|    |                                     | 鉄骨・れんが等                      | t=5        | 7       | 9         |                                  |             |
|    |                                     | 鉄骨・鉄鋼パ <sup>°</sup> ーライトモルタル | —          | 4       | 5         |                                  |             |

| 部<br>材 | 構<br>造                   | 材<br>料  | 耐 火 時 間              |           |     | 備<br>考  |
|--------|--------------------------|---|----------------------|-----------|-----|---|
|        |                          |   | 1時間                  | 2時間       | 3時間 |   |
|        | 鉄骨小屋組                    | 鉄骨小屋組<br>・天井がない<br>もの<br>・天井が準不<br>燃材料で<br>あるもの | H=<br>4 m<br>以上      | —         | —   |   |
| 床      | 鉄筋コンクリート造<br>鉄骨鉄筋コンクリート造 | 鉄骨・鉄筋コ<br>ンクリート                                 | t=—<br>B=7           | —<br>10   | /   | t・B にはモル<br>タル・プラスタ<br>ー等の仕上げを<br>含む。<br>t はかぶり厚さ |
|        | 補強コンクリートブロッ<br>ク造        | 鉄材コンク<br>リートブロッ<br>ク<br>れんが・石造                  | t=4<br>B=5           | 5<br>8    | /   |   |
|        | 鉄骨造+ラス・モルタル造<br>(コンクリート) | ラス・モルタ<br>ル<br>ラス・コンク<br>リート                    | (両面)<br>4            | (両面)<br>5 | /   | 塗下地が不燃材<br>料で造られてい<br>るもの                         |
| 屋<br>根 | 鉄筋コンクリート造<br>鉄骨鉄筋コンクリート造 | 鉄骨・鉄筋コ<br>ンクリート                                 | 耐火時間 30 分間           |           |     |   |
|        | ラス・モルタル造<br>ラス・コンクリート造   | ラス・モルタ<br>ル<br>ラス・コンク<br>リート                    | 耐火時間 30 分間           |           |     |   |
|        | 鉄筋コンクリート製パネ<br>ル         | 鉄筋コンク<br>リート製パ<br>ネル                            | 耐火時間 30 分間<br>B=4    |           |     |   |
|        | 軽量気泡コンクリート製<br>パネル       | 軽量気泡コン<br>クリート製パ<br>ネル                          | 耐火時間 30 分間<br>B=指定無し |           |     | 高温度高圧蒸気<br>養生されたもの                                |
| 階<br>段 | 鉄筋コンクリート造<br>れんが造・石造     | 鉄骨・鉄筋コ<br>ンクリート<br>れんが・石造<br>コンクリ<br>ートブロッ<br>ク | 耐火時間 30 分間           |           |     |   |
|        | 鉄造                       | 鉄骨・鉄板   | 耐火時間 30 分間           |           |     |   |

(い)

### 3 鉄筋の設計かぶり厚さ

(日本建築学会「鉄筋コンクリート造配筋指針」から)

| 部 位          |                           |    | 設計かぶり厚さ<br>(mm) |             | 最小かぶり厚さ<br>(mm) |             | 建築基準法<br>施行令<br><br>かぶり厚さ<br>の規定 |
|--------------|---------------------------|----|-----------------|-------------|-----------------|-------------|----------------------------------|
|              |                           |    | 仕上げあり<br>※1     | 仕上げなし<br>※2 | 仕上げあり<br>※1     | 仕上げなし<br>※2 |                                  |
| 土に接し<br>ない部分 | 屋根スラブ<br>床スラブ<br>非耐力壁     | 屋内 | 30以上            | 30以上        | 20以上            | 20以上        | 2 cm以上                           |
|              |                           | 屋外 | 30以上            | 30以上        | 20以上            | 30以上        |                                  |
|              | 柱<br>梁<br>耐力壁             | 屋内 | 40以上            | 40以上        | 30以上            | 30以上        | 3 cm以上                           |
|              |                           | 屋外 | 40以上            | 40以上        | 30以上            | 40以上        |                                  |
|              | 擁壁                        |    | 50以上<br>※3      | 50以上<br>※3  | 40以上<br>※3      | 40以上<br>※3  | —                                |
| 土に接す<br>る部分  | 柱・梁・床スラブ・<br>壁<br>布基礎の立上り |    | 50以上<br>※4      |             | 40以上<br>※4      |             | 4 cm以上                           |
|              | 基礎・擁壁                     |    | 70以上<br>※4      |             | 60以上<br>※4      |             | 6 cm以上                           |

注 (い)

※1 耐久性上有効な仕上げあり

※2 耐久性上有効な仕上げなし

※3 品質・施工法に応じ、工事監理者の承認で10 mm減の値とすることができる。(い)

※4 軽量コンクリートの場合は、10 mm増しの値とする。(い)

## 電気設備の基準

「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（第68条から第73条まで、第75条及び第76条）をいい、電気設備を設置する場合は、当該省令によるほか、次によること。

## 1 防爆構造の適用範囲

- (1) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの
- (2) 引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱うもの
- (3) 可燃性微粉が飛散するおそれのあるもの
- (4) 可燃性気体が漏れ又は発生するおそれのあるもの（い）

## 2 危険場所の範囲

- (1) 危険物を建築物（当該危険物を取り扱う部分に次の区画がされている場合は、当該区画された部分）内において貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該建築物内全体を危険場所として規制することを原則とすること。
  - ア 危険物の取扱いが、密閉された設備内のみである等通常は可燃性蒸気が滞留しない室のときは、区画の壁又は床を不燃材料で造り、区画に設ける出入口は常時閉鎖式の防火設備、窓は、はめごろしの防火設備とすること。
  - イ 上記ア以外のときは上記アに適合させるとともに、可燃性蒸気の発生程度に応じて、出入口に高さ0.15m以上の敷居の設置、区画外の圧力を区画内の圧力より高くする等、区画外への可燃性蒸気の流出を防止する措置を講ずること。
- (2) 危険場所において、内圧室（室内に清浄な空気を送込み、室内の気圧を外気圧よりも高く保ち、可燃性蒸気の流入を防止する室）を設け、非防爆型の制御機器等を設けるときは、工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）1540「内圧室」の例によるよう指導すること。
- (3) 換気設備、可燃性蒸気排出設備の排気ダクトに設けるファン等の電気設備については、モーター等の電気部分がダクト内にある場合は防爆構造のものとする必要があるが、モーター等の電気部分は屋外に設置し、ベルトでファンを駆動させるものにあつては、防爆構造のものとする必要はない。

## 3 電気機械器具の防爆構造

- (1) 防爆機器の選定にあつては、危険物の種類及びその貯蔵、取扱い状況に応じ、次のいずれかに適合させるとともに、「工場電気設備防爆指針」（ガス蒸気防爆2006）を参考に選定すること。
  - ア 構造規格（電気機械器具防爆構造規格（S44労働省告示第16号）
  - イ 技術的基準（電気機械器具防爆構造規格における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準（IEC規格79関係）
- (2) 防爆構造の電気機械器具は、労働安全衛生法令に基づく「機械等検定規則」（S47労働省令第45号）による防爆構造電気機械器具用型式検定に合格したものをを使用すること。

## 防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章

|   |
|---|
| 労（ 年 月）検                                  |
| 型式検定 合格番号                                 |
| 型式検定合格証の<br>交付を受けた者又<br>はその承継人の氏<br>名又は名称 |

## 4 電気設備に係る特例

防爆構造の電気設備の設置が必要であっても、当該電気設備に防爆構造のものが無い場合に限り、次のいずれかの措置を施したときには、政令第23条を適用し、危険場所に防爆構造でない電気設備を設けることができる。

- (1) 電気設備を囲う容器（外箱）内圧力を、保護気体（容器内に圧入する空気又は窒素等の不燃性の気体をいう。）により容器周囲の圧力より高く保持する措置（エアパージ）
  - ア 電気設備の通電中は、容器内の圧力を、容器周囲の圧力より50パスカル以上高く保持すること。
  - イ 容器内の圧力を検知する機器を設けるとともに、容器内の圧力が所定の値を下回った場合に警報を発し、かつ、容器周囲との圧力差が50パスカルを下回る前に自動的に電気設備の電源が遮断されること。
  - ウ 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。
- (2) ガス検知器（可燃性蒸気を検知する機器をいう。）と連動して自動的に電気設備の電源が遮断される措置（インターロック）（い）
  - ア 可燃性蒸気の発生する範囲が狭く、かつ可燃性蒸気が存在する時間が短いこと。
  - イ 可燃性蒸気の発生する場所の周囲にガス検知器を設けること。
  - ウ 可燃性蒸気の濃度が爆発下限界の25パーセントを上回った場合には、次の(ア)及び(イ)の措置が施されていること。
    - (ア) 警報を発すること。
    - (イ) 防爆構造でない電気設備の電源は自動的に遮断されること（自動火災報知設備等の感知器を除く。）。
  - エ 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。

換気及び排出設備の基準

| 危険物の種類<br>換気・排気<br>危険物の引火点等<br>危険物製造所等の区分等 | 第 4 類 の 危 険 物    |                |           | 第 4 類 以 外 の 危 険 物 |                |      |
|--|------------------|----------------|-----------|-------------------|----------------|------|
|  | 換気設備             | 排 出 設 備        |           | 換気設備              | 排 出 設 備        |      |
|  |                  | 40度未満          | 70度未満     |                   | 微粉あり           | 微粉なし |
| 製 造 所<br>一 般 取 扱 所                         | ○<br>自 然<br>(強制) | ○<br>(強制)<br>※ | ×         | ○<br>自 然<br>(強制)  | ○<br>(強制)<br>※ | ×    |
| 屋 内 貯 蔵 所                                  | ○<br>自 然<br>(強制) | ○<br>(強制)<br>※ | ○<br>(強制) | ○<br>自 然<br>(強制)  | ○<br>(強制)<br>※ | ×    |
| 屋内タンク貯蔵所<br>(タンク専用室)                       | ○<br>自 然<br>(強制) | ○<br>(強制)<br>※ | ○<br>(強制) |                   |                |      |
| 給油取扱所<br>(ポンプ室等)                           | ○<br>自 然<br>(強制) | ○<br>(強制)<br>※ | ×         |                   |                |      |
| 販 売 取 扱 所<br>( 配 合 室 )                     | ×                | ○<br>(強制)<br>※ | ×         | ×                 | ○<br>(強制)<br>※ |      |
| ポ ン プ 室                                    | ○<br>自 然<br>(強制) | ○<br>(強制)<br>※ | ×         |                   |                |      |

(い)

- 備考 ・ 40度未満の危険物の欄は、引火点以上に加熱して取り扱う危険物を含む。
- ・ 換気とは、室内の空気の置換をする装置をいう。
  - ・ 自然とは、越屋根の換気装置及びメッシュ並びに風力式のベンチレーターをいい、強制とは、動力式のベンチレーター等をいう。
  - ・ 排出とは、室内に滞留した可燃性蒸気等を屋外の高所に排出する装置をいい、強制とは、動力式のベンチレーター又は排風機を有し、ダクト、フード等から構成される。

- (注) ・ ○印は、換気及び排出設備の設置が必要な危険物製造所等 (い)
- ・ ×印は、換気及び排出設備の設置が不要な危険物製造所等 (い)
  - ・ ※印及び換気設備で電気による動力式の場合の電気設備は、電気工作物に係る法令の基準により、防爆機器及び防爆施工をしなければならない危険物製造所等 (い)



## 消火設備の設置基準

### 1 消火設備設置の基本的考え

#### (1) 基本原則 (い)

危険物製造所等に設置する消火設備は、危険物製造所等の規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、その消火に適応するものとされる消火設備を設置すること。

#### (2) 危険物製造所等の規模 (政令第20条)

ア 著しく消火困難な危険物製造所等 (い)

イ 消火困難な危険物製造所等 (い)

ウ その他の危険物製造所等 (い)

#### (3) 消火設備の区分

| 区 分           | 消 火 設 備  |
|---------------|--|
| 第 1 種 消 火 設 備 | 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備  |
| 第 2 種 消 火 設 備 | スプリンクラー設備  |
| 第 3 種 消 火 設 備 | 水蒸気消火設備<br>水噴霧消火設備<br>泡消火設備<br>不活性ガス消火設備<br>ハロゲン化物消火設備<br>粉末消火設備 |
| 第 4 種 消 火 設 備 | 大型消火器  |
| 第 5 種 消 火 設 備 | 小型消火器  |

### 2 消火設備の基準

#### (1) 所要単位の計算 (省令第30条)

| 対 象 物                     | 単 位             |
|---------------------------|-----------------|
| 製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造のもの   | 延面積 100㎡ 毎1所要単位 |
| 製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造でないもの | 延面積 50㎡ 毎1所要単位  |
| 貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造のもの※       | 延面積 150㎡ 毎1所要単位 |
| 貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造でないもの※     | 延面積 75㎡ 毎1所要単位  |
| 危 険 物                     | 指定数量10倍 毎1所要単位  |

危険物製造所等の屋外にある工作物は耐火構造とし、工作物の水平最大面積を建築物とみなし※印にて計算する。(い)

#### (2) 電気設備の消火設備 (省令第36条)

ア 「電気設備」とは、照明設備、コンセント等のあらゆる電気設備をいうこと。

イ 「電気設備のある場所の面積」とは、建築物内の電気設備のある室の面積を合算した面積をいうこと。

#### (3) 対象区分ごとに必要な消火設備 (政令第20条)

| 対 象 区 分         | 消 火 設 備                             |
|-----------------|-------------------------------------|
| 著しく消火困難な危険物製造所等 | 第1種、第2種、第3種のうちいずれか一つ<br>＋ 第4種 ＋ 第5種 |
| 消火困難な危険物製造所等    | 第4種※1 ＋ 第5種                         |
| その他の危険物製造所等     | 第5種                                 |

(い)

- ※ 消火設備は建築物、工作物、危険物の全てに有効となるよう設置する。
- ※1 メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。（い）

3 設置対象危険物製造所等と消火設備 (い)

(1) 著しく消火困難な危険物製造所等及びその消火設備 (省令第33条)

|                      | 設 置 対 象   | 設 置 す る 消 火 設 備   |
|----------------------|---|---|
| 製 造 所 ・<br>一 般 取 扱 所 | ① 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うもの延べ面積1000㎡以上のもの  | 第1種、第2種又は第3種<br>(火災時煙が充満する恐れがある場所…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る。)<br>第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)…危険物対象ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備の放射能力範囲内であれば第4種は緩和できる。…消防危第24号 |
|                      | ② その他<br>(ア) 指定数量100倍以上(第72条第1項危険物を除く。)のもの<br>(イ) 延べ面積1000㎡以上のもの<br>(ウ) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ※1<br>(エ) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一般取扱所 ※2 | 第1種、第2種又は第3種<br>(火災時煙が充満する恐れがある場所…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る。)  |
|                      | ①、②共通   | 上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)   |
| 屋 内 貯 蔵 所            | ① 軒高6m以上の平屋建てのもの<br>② 建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(令10条<br>③) ※3に該当するもの(第2類若しくは第4類の危険物〈引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。〉のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)   | 第2種又は移動式以外の第3種の消火設備   |

|                                      | 設 置 対 象   |   | 設 置 する 消 火 設 備   |
|--------------------------------------|---|---|--|
|                                      | ③ その他<br>(ア) 指定数量の150倍以上の危険物(第72条第1項危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)<br>(イ) 倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物(引火性個体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。) |   | 第1種の屋外消火栓設備、<br>第2種、第3種の移動式の泡消火設備(泡消火栓を屋外に設けるものに限る。)又は、移動式以外の第3種の消火設備                  |
|                                      | ①、②、③共通   |   | 上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…製造所に準じて設ける。                                     |
| 屋<br>外<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | ①地中タンク(液体の危険物)  |   | 固定式の泡消火設備及び移動式以外の不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備<br>第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に第5種の消火設備を2個以上         |
|                                      | ②海上タンク(液体の危険物)  |   | 固定式の泡消火設備及び水噴霧消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備<br>第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に第5種の消火設備を2個以上 |
|                                      | ③ 液体の危険物(第6類の危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの※1<br>(ア) 液表面積が40㎡以上のもの<br>(イ) 高さが6m以上のもの   | 引火点70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの                      | 水噴霧消火設備又は固定式泡消火設備<br>第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に第5種の消火設備を2個以上                             |
| その他のもの                               |   | 固定式泡消火設備<br>第4類の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は上記以外に第5種の消火設備を2個以上 |  |

|                                      | 設 置 対 象  |   | 設 置 する 消 火 設 備  |
|--------------------------------------|--|---|---|
|                                      | ④ 固体の危険物を貯蔵し、<br>取り扱うもの指定数量の1<br>00倍以上のもの  | 硫黄等のみを貯蔵し<br>又は取り扱うもの                       | 水蒸気消火設備又は水噴霧<br>消火設備  |
|                                      |  | その他のもの                                      | 固定式泡消火設備  |
|                                      | ①～④共通  |   | 上記消火設備のほか可燃性<br>蒸気又は可燃性微粉が滞留す<br>るおそれがある建築物又は室<br>…製造所に準じて設ける。                                    |
| 屋<br>内<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | ① 液体の危険物（第6類の<br>危険物を除く。）を貯蔵し、<br>又は取り扱うもの ※1<br>（ア）液表面積が40㎡以上<br>のもの<br>（イ）高さが6m以上のもの<br>（ウ）タンク専用室を平屋建<br>以外の建築物に設けるも<br>ので、引火点が40℃以上<br>70℃未満の危険物<br>（タンク専用室以外の部<br>分と開口部のない耐火構<br>造の床又は壁で区画され<br>ているものを除く。） | 引火点70℃以上の<br>第4類を危険物のみ<br>を貯蔵し、又は取り<br>扱うもの | 水噴霧消火設備、固定式泡<br>消火設備又は移動式以外の不<br>活性ガス消火設備・ハロゲン<br>化物消火設備・粉末消火設備                                   |
|                                      |  | その他のもの                                      | 固定式泡消火設備又は移動<br>式以外の不活性ガス消火設<br>備・ハロゲン化物消火設備・<br>粉末消火設備   |
|                                      | ② 硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの   |   | 水蒸気消火設備又は水噴霧<br>消火設備  |
|                                      | ①、②共通  |   | 上記消火設備のほか<br>（ア）可燃性蒸気又は可燃性<br>微粉が滞留するおそれが<br>ある建築物又は室…製造<br>所等に準じる。<br>（イ）第4類危険物…第5種<br>消火設備を2個以上 |
| 屋<br>外<br>貯<br>蔵<br>所                | ① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側<br>で貯蔵し、又は取り扱うもので当該囲いの内部の<br>面積が100㎡以上のもの（2以上の囲いを設け<br>たものは、面積を合算する）<br>②第2類の危険物の内引火性固体（引火点21℃未<br>満のものに限る）又は第4類の危険物の内第1石<br>油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱うも<br>の…指定数量の100倍以上のもの                |   | 第1種、第2種又は第3種<br>消火設備（火災時煙が充満す<br>る恐れがある場所…第2種又<br>は移動式以外の第3種の消火<br>設備に限る。）                        |

|                       | 設 置 対 象                         | 設 置 する 消 火 設 備  |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 移<br>送<br>取<br>扱      | 移送取扱所                           | 同上  |
| 給<br>油<br>取<br>扱<br>所 | 一方のみが開放されている屋内給油所のうち上部に上階を有するもの | 固定式泡消火設備<br>可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…製造所等に準じる<br>第5種消火設備（能力単位 $\geq$ 危険物等の所要単位）                                  |
|                       | セルフ給油                           | 固定式泡消火設備（引火点40度未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を設置<br>第4種消火設備（固定泡消火設備の放射範囲外）を危険物を包含するように設置<br>第5種消火設備を危険物の所要単位の数値の1/5以上となるように設置 |

(い)

- ※1 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く。(い)
- ※2 当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。(い)
- ※3 当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。(い)

(2) 消火困難な危険物製造所等及びその消火設備 (省令第34条)

|           | 設置対象   | 設置する消火設備  |
|-----------|--|---|
| 製造所・一般取扱所 | <p>3(1)の対象物以外のもので</p> <p>① 高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が600㎡以上のもの</p> <p>② その他のもの</p> <p>(ア) 指定数量の10倍以上を取り扱うもの(第72条第1項の危険物を除く。)</p> <p>(イ) 延べ面積が600㎡以上のもの</p> <p>(ウ) 特例が適用される一般取扱所(吹付塗装作業等規則28の55②、洗浄作業規則28の55の2②、焼入作業等規則28の56②・③、ボイラー等規則28の57②・③・④、油圧装置等規則28の60②・③・④、切削装置等規則28の60の2②・③、熱媒体油循環装置規則28の60の3②)</p>   | <p>第4種を放射能力範囲が建築物等を包含するように設ける。</p> <p>第5種を能力単位<math>\geq 1/5</math>危険物の所要単位となるように設ける。</p> <p>ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備は緩和できる。…消防危第24号</p> |
| 屋内貯蔵所     | <p>3(1)の対象物以外のもので</p> <p>① 第2類及び第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の危険物を除く。)のみの平屋建以外の屋内貯蔵所(令10②対象物)</p> <p>② 特定屋内貯蔵所(規則16の2の3の②対象物)指定数量以上のもの</p> <p>③ (①及び②)以外の屋内貯蔵所指定数量の10倍以上(則72条危険物を除く。)のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)</p> <p>④ 延べ面積が150㎡を超えるもの(引火性固体以外の第2類及び引火点70℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し取り扱うもの)</p> <p>⑤ 建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(引火性固体以外の第2類及び引火点70℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し取り扱うもの)(令10③対象物)</p> | <p>同上</p>   |

|          | 設 置 対 象  | 設 置 する 消 火 設 備   |
|----------|--|--|
| 屋外タンク貯蔵所 | 3 (1)の対象物以外のもの(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの及び第6類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)   | 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上<br>ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備が緩和できる。…消防危第24号 |
| 屋内タンク貯蔵所 | 3 (1)の対象物以外のもの(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの及び第6類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)   | 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上<br>ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備が緩和できる。…消防危第24号 |
| 屋外貯蔵所    | ① 塊状の硫黄等のみを、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので面積5㎡以上100㎡未満のもの<br>② その他のもの<br>指定数量が100倍以上のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)<br>③第2類の危険物の内引火性固体(引火点21℃未満のものに限る。)又は第4類の危険物の内第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱うもの…指定数量が10倍以上100倍未満のもの | 製造所・一般取扱所に準じて設置  |
| 給油取扱所    | ① 屋内給油取扱所のうちIの対象物以外のもの<br>② メタノール又はエタノール給油取扱所  | 製造所・一般取扱所に準じて設置  |
| 販売取扱所    | 第2種販売取扱所   | 製造所・一般取扱所に準じて設置  |

(い)



(3) その他の危険物製造所等の消火設備 (省令第35条)

|   | 設置対象                | 設置する消火設備   |
|---|---------------------|--|
| 地下タンク貯蔵所  | 全部                  | 第5種消火設備2個以上  |
| 移動タンク貯蔵所  | 全部                  | <p>アルキルアルミニウム以外の危険物にかかわるものにあつては、自動車用消火器のうち、次のいずれかを2個以上設ける。</p> <p>①霧状の強化液を放射するもの(充填量8リットル以上)</p> <p>②不活性ガスを放射するもの(充填量3.2kg以上)</p> <p>③消火粉末を放射するもの(充填量3.5kg以上)</p> <p>アルキルアルミニウムにかかわるものについては、上記によるほか、乾燥砂150リットル以上および膨張ひる石または膨張真珠岩640リットル以上を設ける。</p> |
| 製造所<br>一般取扱所<br>屋内貯蔵所<br>屋外タンク貯蔵所<br>屋内タンク貯蔵所<br>簡易タンク貯蔵所<br>屋外貯蔵所<br>給油取扱所<br>第1種販売取扱所 | (1)及び(2)の対象物以外の対象全部 | <p>第5種消火設備(能力単位<math>\geq</math>建築物及び危険物の所要単位)</p> <p>ただし、第1種、第2種、第3種又は第4種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第5種消火設備の能力単位を5分の1まで減ずることができる。</p>  |

(い)

4 第4種消火設備の基準（省令第32条の10）

(1) 第4種消火設備とは、移動式大型消火器のうち、A火災（普通火災）に適応するもので能力単位は10以上、B火災（油火災）に適合するもので能力単位は20以上のものをいう。（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第2条）（い）

(2) 設置基準

ア 第4種消火設備は、階ごとに歩行距離が30m以下となるよう設けること。

イ 第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合は、危険物製造所等に1本あれば規定に適合するが、階ごとに設けるよう指導すること。（い）

5 第5種消火設備の基準（省令第32条の11）

(1) 能力単位の算定

ア 能力単位の算定は、第4類の危険物についてはB火災の能力単位で、その他の危険物についてはA火災の能力単位でそれぞれ算定する。

（参考）

| 薬 剤 名 | 充 填 量  | 能 力 単 位    |
|-------|--------|------------|
| 粉末ABC | 3.5 kg | A-3 B-3 C  |
|       | 4.5 kg | A-4 B-10 C |
|       | 6.1 kg | A-5 B-12 C |

第5種消火設備を設ける場合の危険物等の所要単位の算定方法は、下欄の「第5種消火設備の所要単位の計算方法」によるものとする。

（消火器規格省令第1条の2第13号・第14号）（い）

第5種消火設備の所要単位の計算方法

| 対 象 物    | 対 象 物 の 所 要 単 位   | 第5種消火設備の設置数   |
|----------|---|---|
| 製造所又は取扱所 | 外壁が耐火構造の場合<br>$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{100 \text{ (m}^2\text{)}} \dots (A1)$                      | $\frac{(A1) + (A2) + (A3)}{\text{第5種消火設備 (A火災) の能力単位}}$ |
|          | 外壁が耐火構造以外の場合<br>$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{50 \text{ (m}^2\text{)}} \dots (A2)$                     |   |
|          | 屋外の工作物の面積の合計 (m <sup>2</sup> )<br>$\frac{\text{面積の合計 (m}^2\text{)}}{100 \text{ (m}^2\text{)}} \dots (A3)$ |   |
| 貯蔵所      | 外壁が耐火構造の場合<br>$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{150 \text{ (m}^2\text{)}} \dots (B1)$                      | $\frac{(B1) + (B2) + (B3)}{\text{第5種消火設備 (A火災) の能力単位}}$ |
|          | 外壁が耐火構造以外の場合<br>$\frac{\text{延べ面積 (m}^2\text{)}}{75 \text{ (m}^2\text{)}} \dots (B2)$                     |   |

|  |            |   |   |
|--|------------|---|---|
|  | 屋外の<br>工作物 | 工作物の水平最大<br>面積の合計 (㎡) ... (B3)<br>$\frac{\quad}{150 (㎡)}$ |   |
|  | 危険物        | 危険物の許可倍数<br>10 (倍) ... (C)<br>$\frac{\quad}{10 (倍)}$      | $\frac{(C)}{\quad}$<br>第5種消火設備 (B火災)<br>の能力単位 |
|  | 電気設備       |   | $\frac{\text{電気設備のある場所の面積 (㎡)}}{100 (㎡)}$     |

(注) 建築物：上屋を含む。

電気設備：照明器具、コンセント等あらゆる電気設備をいう。(ろ)

設置数：小数点以下は切り上げて整数とする。

(2) 第1種から第4種までの消火設備と併置する場合は、階ごとに設けるよう指導すること。

タンク等試験結果報告書（自主検査）

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 稲沢市長<br><br>報告者<br>住所<br>氏名 | 年 月 日<br><br>第 2 0 号<br>第 2 1 号 の<br>タンクの水張<br>規定に基づく タンクの水圧 試験を下記のとおり実施しましたところ、漏えいその他<br>配管の水圧<br><br>の異常は認められませんでしたので報告します。<br><br>記 |
|-----------------------------|--|

|      |                |  |   |   |
|------|----------------|--|---|---|
| 共通事項 | 設置場所           |  |   |   |
|      | 設置者            |  |   |   |
|      | 施設区分           |  |   |   |
|      | 設置・変更許可年月日及び番号 | 年  | 月 | 日 |
| タンク  | 試験年月日          | 年  | 月 | 日 |
|      | 試験圧力           | kPa（最大常用圧力 kPa）                                |   |   |
|      | 形状             |  |   |   |
|      | 寸法             |  |   |   |
|      | 材質及び板厚         |  |   |   |
|      | 容量             |  |   |   |
|      | 製造者            |  |   |   |
|      | 製造年月日          | 年  | 月 | 日 |
| 配管   | 試験年月日          | 年  | 月 | 日 |
|      | 試験圧力           | kPa（最大常用圧力 kPa）                                |   |   |
|      | 配管区分           | 地下 ・ 地上 ・ ピ ッ ト                                |   |   |
|      | 配管接続           | フランジ（ 箇所）・ネジ（ 箇所）・溶接（ 箇所）                      |   |   |
|      | 試験流体           | 水 ・ 不燃性気体（ N <sub>2</sub> ・ C O <sub>2</sub> ） |   |   |
|      | 漏洩試験の方法        | 石鹼水塗布 ・ その他（ ）                                 |   |   |

(い)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 報告者は、設置者、工事施工者、タンク製造者等の検査実施者とする。 (い)